

福祉と住宅政策との連携について

平成31年4月8日

I 介護保険を取り巻く状況について

II 高齢者の住まいの状況について

III 自宅に住み続けるための取組について

IV サービス付き高齢者向け住宅について

V 住宅確保要配慮者のための取組について

VI 生活困窮者・ホームレス支援について

VII 高齢者住まいと地域づくり等との連携について

VIII 福祉部局と住宅部局との連携について

これまでの18年間の対象者、利用者の増加

○介護保険制度は、制度創設以来18年を経過し、65歳以上被保険者数が約1.6倍に増加するなかで、サービス利用者数は約3.2倍に増加。高齢者の介護に無くてはならないものとして定着・発展している。

①65歳以上被保険者の増加

	2000年4月末		2018年4月末	
第1号被保険者数	2,165万人	⇒	3,492万人	1.6倍

②要介護（要支援）認定者の増加

	2000年4月末		2018年4月末	
認定者数	218万人	⇒	644万人	3.0倍

③サービス利用者の増加

	2000年4月		2018年4月	
在宅サービス利用者数	97万人	⇒	366万人	3.8倍
施設サービス利用者数	52万人	⇒	93万人	1.8倍
地域密着型サービス利用者数	—		84万人	
計	149万人	⇒	474万人※	3.2倍

※ 居宅介護支援、介護予防支援、小規模多機能型サービス、複合型サービスを足し合わせたもの、並びに、介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設、特定入所者生活介護（地域密着型含む）、及び認知症対応型共同生活介護の合計。

（出典：介護保険事業状況報告）

介護給付と保険料の推移

- 市町村は3年を1期（2005年度までは5年を1期）とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行う。保険料は、3年ごとに、事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つよう設定。
- 高齢化の進展により、介護保険料は上昇することが見込まれており、地域包括ケアシステムの構築を図る一方、介護保険制度の持続可能性の確保のための重点化・効率化も必要となっている。

事業運営期間	事業計画	給付（総費用額）	保険料	介護報酬の改定率
2000年度	第一期	3.6兆円	2,911円 (全国平均)	H15年度改定 ▲2.3%
2001年度		4.6兆円		
2002年度		5.2兆円		
2003年度	第二期	5.7兆円	3,293円 (全国平均)	H17年度改定 ▲1.9%
2004年度		6.2兆円		
2005年度		6.4兆円		
2006年度	第三期	6.4兆円	4,090円 (全国平均)	H18年度改定 ▲0.5%
2007年度		6.7兆円		
2008年度		6.9兆円		
2009年度	第四期	7.4兆円	4,160円 (全国平均)	H24年度改定 +1.2%
2010年度		7.8兆円		
2011年度		8.2兆円		
2012年度	第五期	8.8兆円	4,972円 (全国平均)	消費税率引上げに伴う H26年度改定 +0.63%
2013年度		9.2兆円		
2014年度		9.6兆円		
2015年度	第六期	9.8兆円	5,514円 (全国平均)	H27年度改定 ▲2.27%
2016年度		10.0兆円		
2017年度		10.8兆円		
2018年度	第七期	11.1兆円	5,869円 (全国平均)	H29年度改定 +1.14%
2019年度				
2020年度				

※2016年度までは実績であり、2017～2018年度は当初予算である。

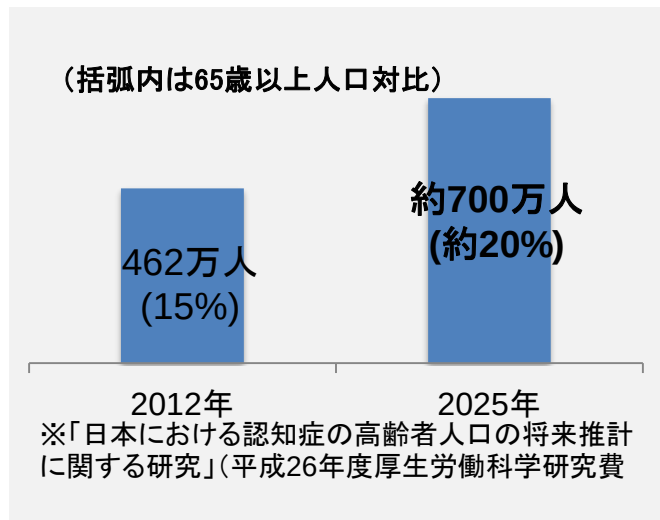
今後の介護保険をとりまく状況

- ① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,677万人となり、2042年にはピークを迎える予測(3,935万人)。また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

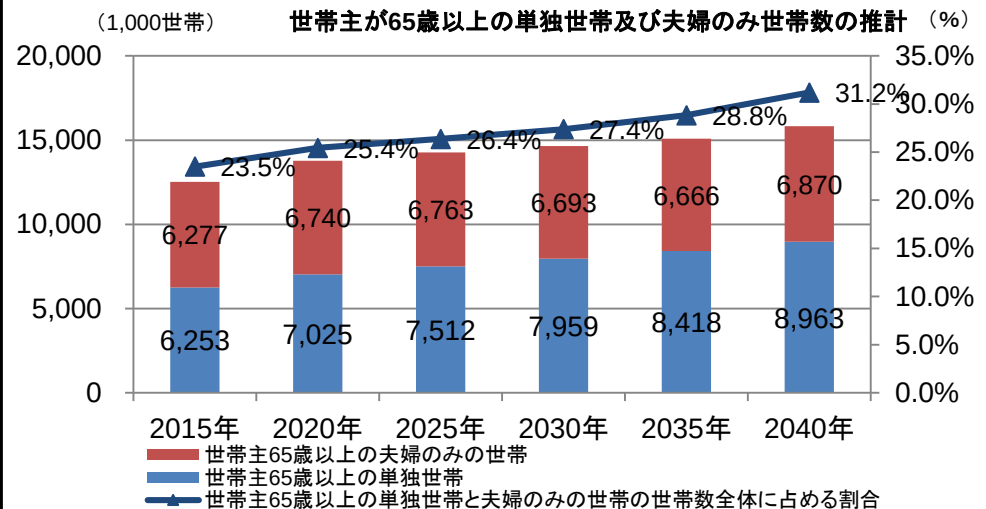
	2015年	2020年	2025年	2055年
65歳以上高齢者人口(割合)	3,387万人(26.6%)	3,619万人(28.9%)	3,677万人(30.0%)	3,704万人(38.0%)
75歳以上高齢者人口(割合)	1,632万人(12.8%)	1,872万人(14.9%)	2,180万人(17.8%)	2,446万人(25.1%)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(全国)(平成29(2017)年4月推計)」より作成

- ② 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加していく。



- ③ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく



国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成30(2018)年1月推計)」より作成

- ④ 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

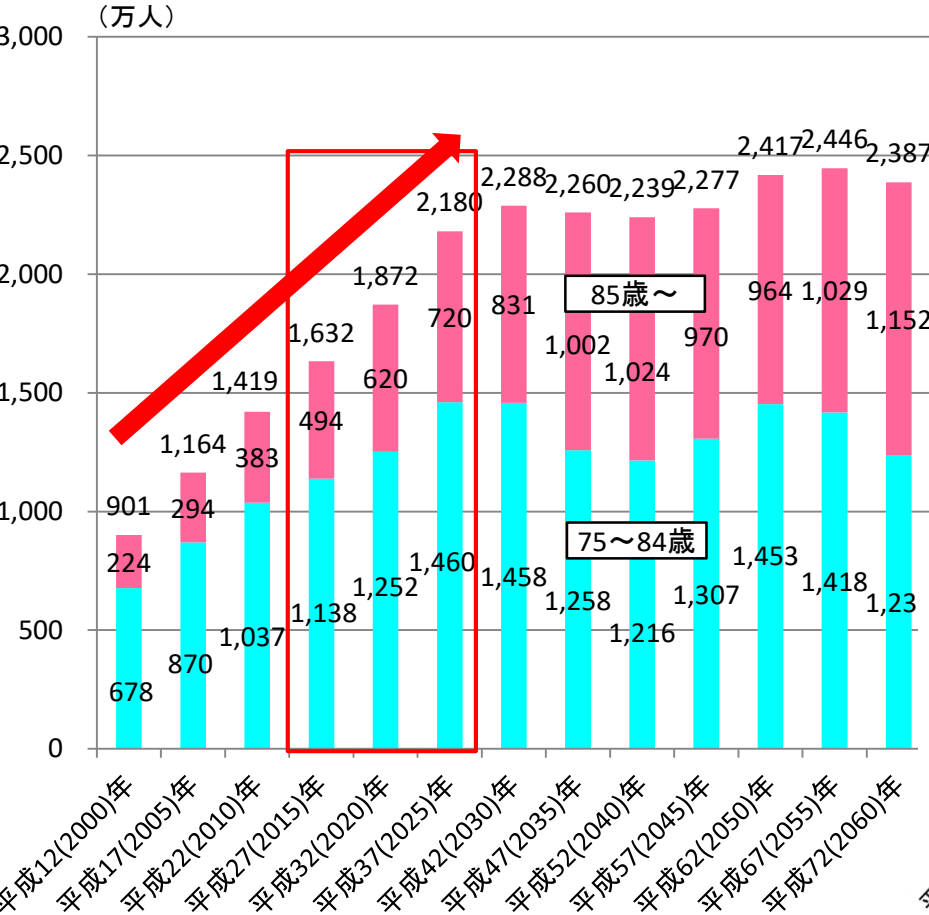
※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	～	東京都(17)	～	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年 <>は割合	77.3万人 <10.6%>	70.7万人 <11.4%>	99.3万人 <10.9%>	80.8万人 <10.8%>	105.0万人 <11.9%>		146.9万人 <10.9%>		26.5万人 <16.1%>	18.9万人 <18.4%>	19.0万人 <16.9%>	1632.2万人 <12.8%>
2025年 <>は割合 ()は倍率	120.9万人 <16.8%> (1.56倍)	107.2万人 <17.5%> (1.52倍)	146.7万人 <16.2%> (1.48倍)	116.9万人 <15.7%> (1.45倍)	150.7万人 <17.7%> (1.44倍)		194.6万人 <14.1%> (1.33倍)		29.5万人 <19.5%> (1.11倍)	20.9万人 <23.6%> (1.11倍)	21.0万人 <20.6%> (1.10倍)	2180.0万人 <17.8%> (1.34倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」より作成

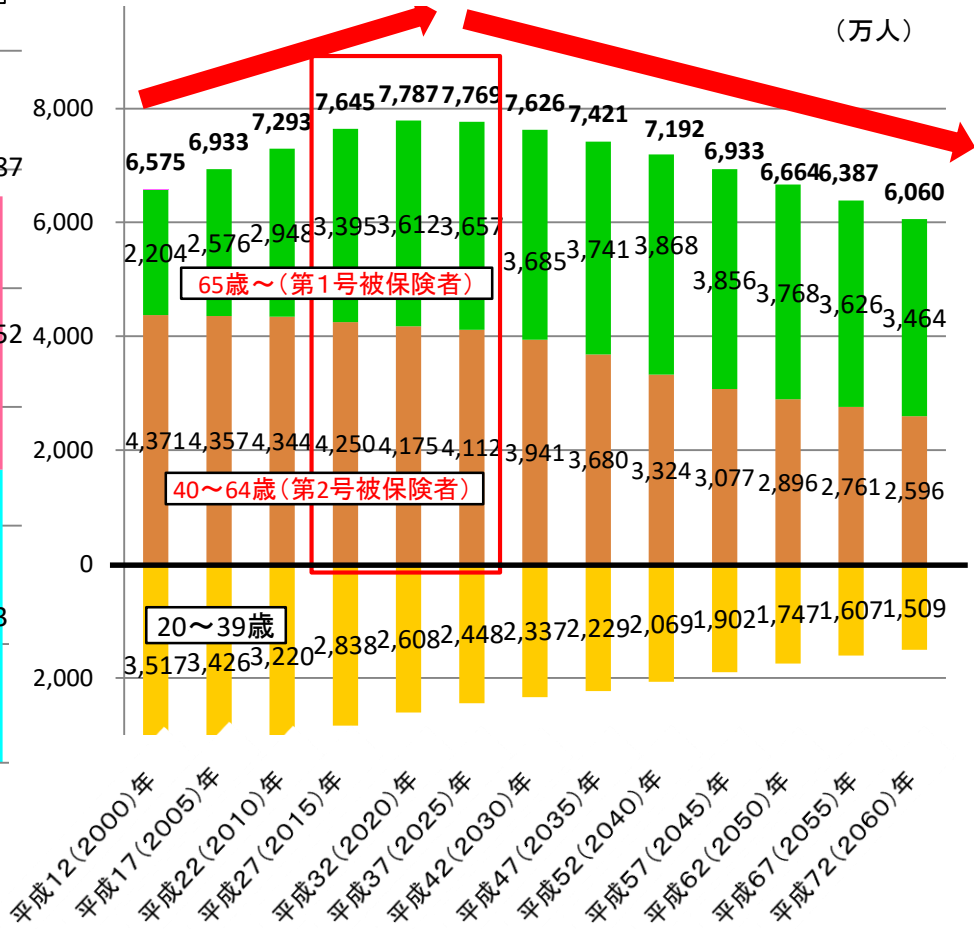
⑤ 要介護率が高くなる75歳以上の人口の推移

○75歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、急速に増加してきたが、2025年までの10年間で、急速に増加。
○2030年頃から75歳以上人口は急速には伸びなくなるが、一方、85歳以上人口はその後の10年程度は増加が続く。



⑥ 介護保険料を負担する40歳以上人口の推移

○保険料負担者である40歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、増加してきたが、2021年をピークに減少する。



(資料) 将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成29年4月推計)出生中位(死亡中位)推計
実績は、総務省統計局「国勢調査」(国籍・年齢不詳人口を按分補正した人口)

I 介護保険を取り巻く状況について

II 高齢者の住まいの状況について

III 自宅に住み続けるための取組について

IV サービス付き高齢者向け住宅について

V 住宅確保要配慮者のための取組について

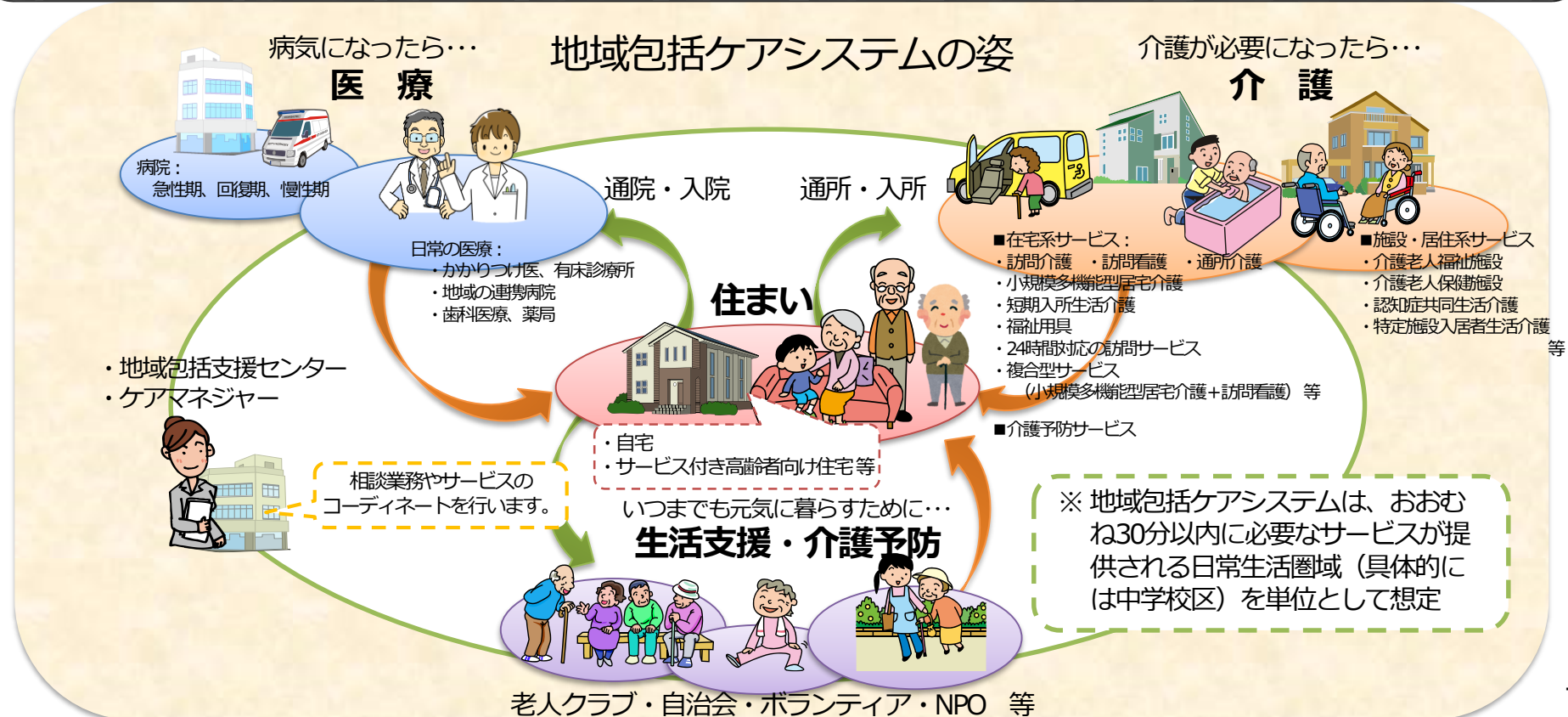
VI 生活困窮者・ホームレス支援について

VII 高齢者住まいと地域づくり等との連携について

VIII 福祉部局と住宅部局との連携について

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



高齢者の居住状況

賃貸 ← → 所有

賃貸住宅 1,852万戸

持家 3,217万戸

公的賃貸住宅

65歳以上の
高齢者単身・夫婦世帯の生活空間

公的主体が供給

民間事業者等
を助成

公営住宅

196万戸

機構
公社

92万戸

特優賃

9.4万戸

単身 48万戸
夫婦 22万戸

単身 17万戸
夫婦 9.5万戸

高優賃等※
4.2万戸

民賃
単身 122万戸
夫婦 43万戸

持家（高齢者単身362万世帯 + 高齢者夫婦510万世帯）

872万世帯

262万世帯

住宅

施設

201万人

特養	老健	介護療養	有料	軽費	養護	GH	サ付き
53万床	37万床	介護療養 5.9万床	49万人	8.9万人	6.2万人	18万人	23万人

※ 高優賃等： 高齢者向け優良賃貸住宅の管理開始戸数及び
高齢者専用賃貸住宅の登録戸数

出典)

総務省「平成25年住宅・土地統計調査」

特優賃（平成28年度）・高優賃等（平成28年度）

（国土交通省調べ）

特養・老健・介護療養・軽費・養護・GH

（H28介護サービス施設・事業所調査）

有料老人ホーム（H29.6時点、厚生労働省調べ）

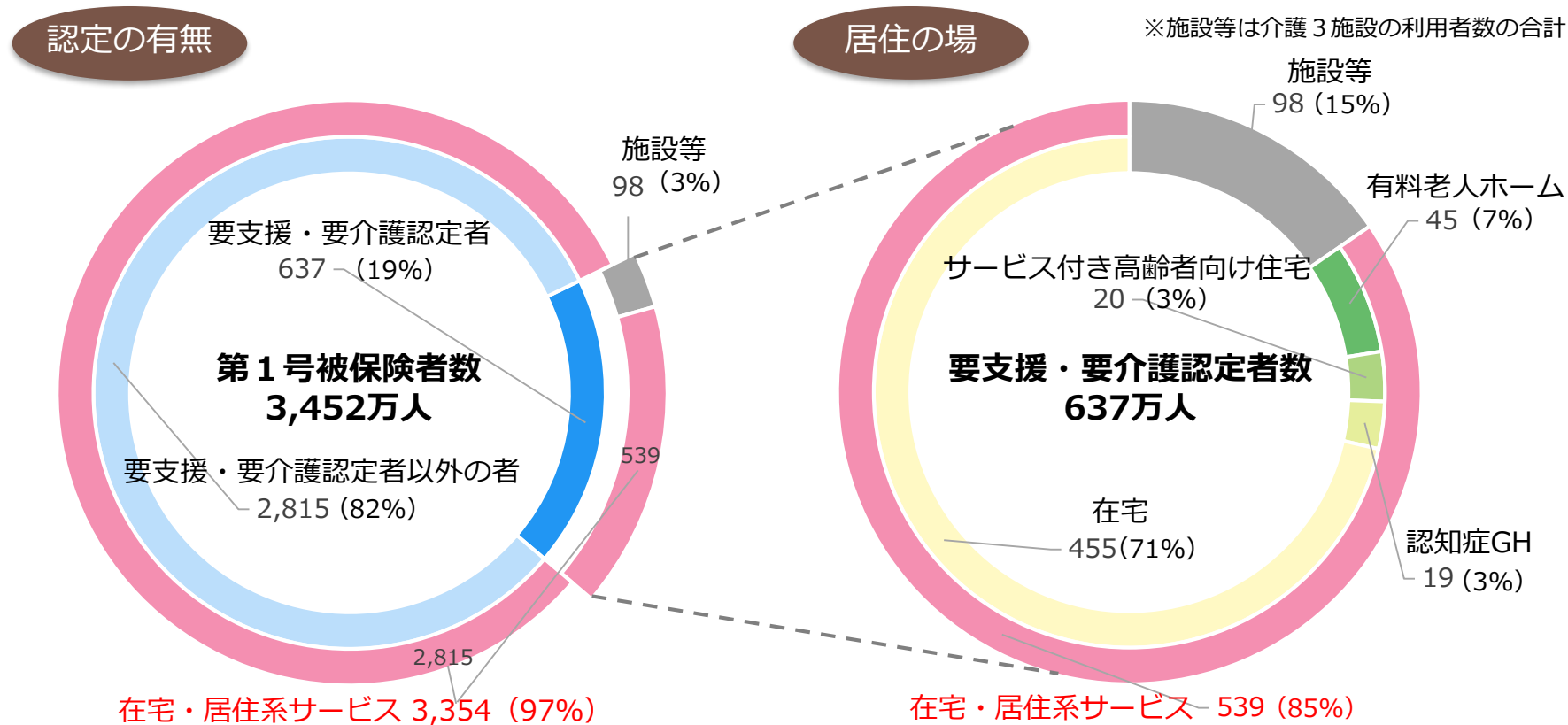
サ付き（H30.3時点、サービス付き住宅情報提供システム）

○ 高齢者の9割以上は在宅

→ 第1号被保険者 3,452 万人のうち 3,354 万人（97%）が在宅（居住系サービスを含む）

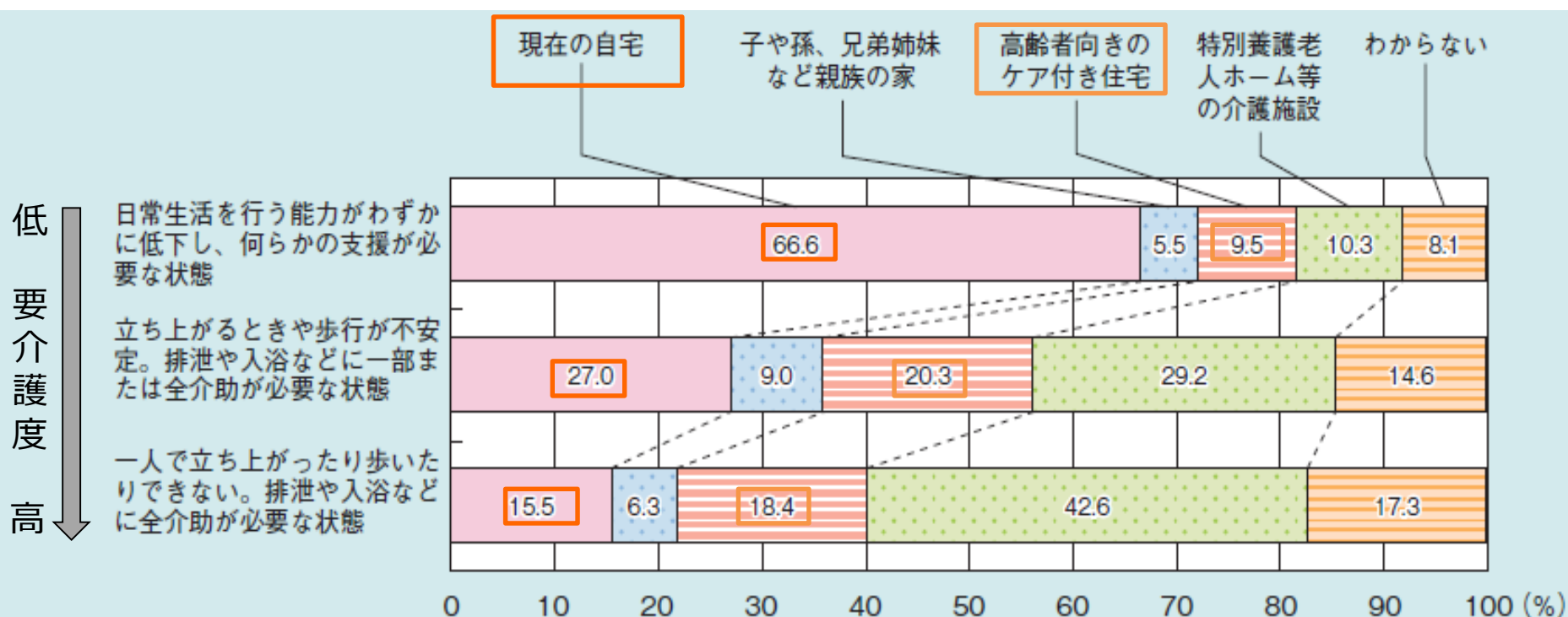
○ 要介護の高齢者も約8割が在宅

→ 要介護認定者 637 万人のうち 539 万人（85%）が在宅介護（居住系サービスを含む）



「一人暮らしの高齢者」の介護場所の希望

- 日常生活において介護を必要とする程度別に一人暮らし高齢者の希望する介護場所をみると、介助の必要性が高くなると、「現在の自宅」での介助を希望する人が減少し、介護施設やケア付き住宅でも介護を希望する人が増加する。

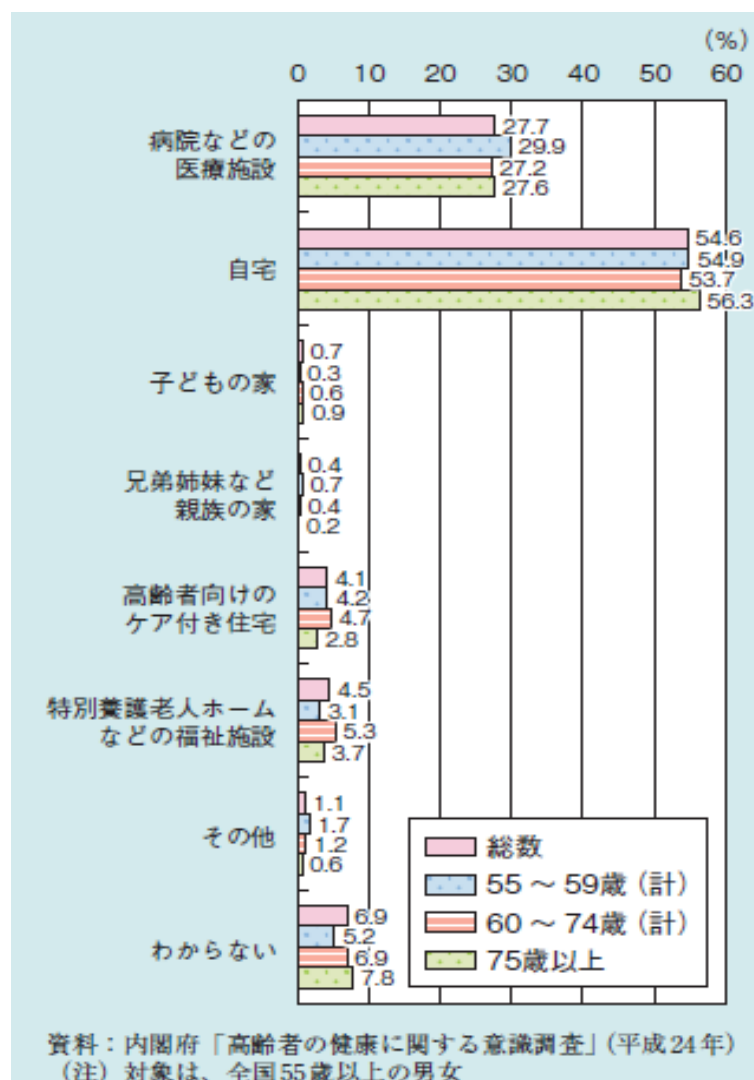


資料：内閣府「一人暮らし高齢者の意識に関する調査」(平成26年度)

(注) 対象は65歳以上の一人暮らしの男女

最期を迎えたい場所（希望）

- 「治る見込みがない病気になった場合、どこで最期を迎えたいか」という調査に対して、自宅という回答が55%を占めている



医療施設28%

自宅が55%

I 介護保険を取り巻く状況について

II 高齢者の住まいの状況について

III 自宅に住み続けるための取組について

IV サービス付き高齢者向け住宅について

V 住宅確保要配慮者のための取組について

VI 生活困窮者・ホームレス支援について

VII 高齢者住まいと地域づくり等との連携について

VIII 福祉部局と住宅部局との連携について

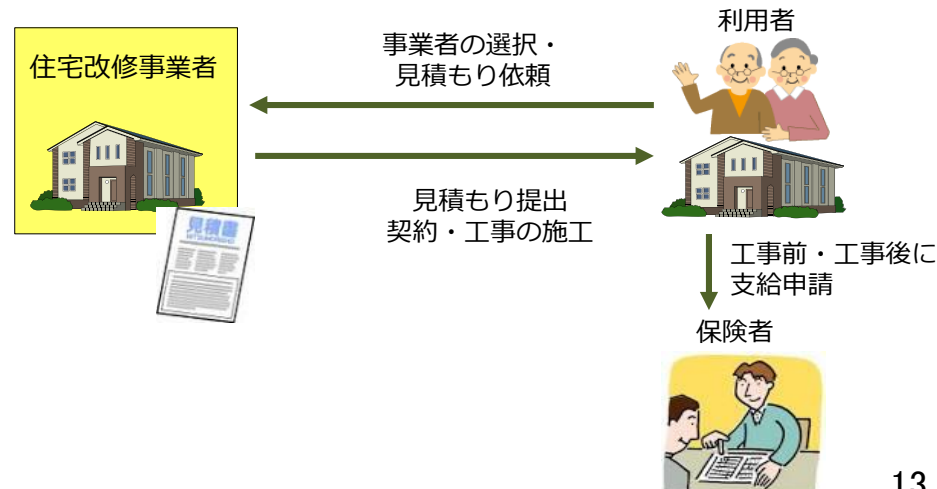
これからの住宅改修

- 住宅改修の内容や価格を、保険者が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するための取組を進める。
 - 事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式（改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの）を、国が示す
 - 複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、利用者に対する説明を促進
- 理学療法士、作業療法士や建築の専門職等、住宅改修に関する知見を備えた者が関与して、利用者の状態像に的確に対応した、適切な住宅改修を推進する。
 - 保険者機能強化推進交付金（市町村分）の指標として、住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みを設けていることを評価

（参考）住宅改修の仕組み

- 住宅改修を行おうとするときは、申請書に必要な書類（理由書や見積書類）を添えて、工事前に保険者に提出するとともに、工事完成后、保険者の確認を受ける。
- 利用者は、住宅改修費の1割（2割）を負担
- 支給限度基準額（上限20万円）の9割分（8割分）が利用者に支払われる（償還払い）。

* 住宅改修…手すりの取付け、段差の解消など



多職種が連携して行う高齢者の自立支援に資する住宅改修への補助（徳島市）

- 福祉、保健・医療、建築関係などの多職種の専門家が連携して実施する住宅改修に補助を行うことにより、それぞれの高齢者が持つ能力に応じた質の高い住宅改修の実施、工事内容及び価格の適正化を図っている

■事業の内容

○住宅改修支援事業

内容：建築、保健・医療、福祉関係の専門家など多職種が連携して住宅改造等に関する様々な相談に対応

対象者：身体が虚弱な65歳以上の方がいる世帯

対象者負担額：派遣1回ごとに150円

○高齢者住宅改造費助成費用

内容：高齢者の自立支援のために多職種が連携して行う住宅改造の工事費に対して助成を実施

対象者：身体が虚弱な65歳以上の方がいる所得税非課税世帯

助成額：工事費の2分の1（対象工事費の限度額 90万円）



包括支援センターでの打ち合わせ



施工前訪問

■事業の流れ

申し込み

訪問①

地域包括、建築士、OT・PT等が、高齢者の状態像、間取り等を調査

設計

訪問②

地域包括、建築士、工務店等が、改修内容を提案

見積もり

訪問③

地域包括、建築士、工務店等が、見積結果を説明し、予算・計画を調整

工事

訪問④

地域包括、建築士、OT・PT、工務店等が、工事後の確認

在宅サービスに対応した住宅

高齢者の健康状態の変化に対応し、訪問医療・介護サービスを利用しながら、住み慣れた地域で住み続けられる住宅



(1) 在宅サービス（訪問・通所）を受けやすい工夫

①訪問サービスが入りやすい工夫

②通所サービスに行きやすい工夫

＊ プライバシーの確保／セキュリティの確保／近隣住民への配慮の視点

(2) 要介護高齢者の身体状況に配慮する工夫

○介助者がサポートしやすい工夫

(排泄・入浴、住宅・敷地内の移動)

○バリアフリー対応

○視覚・聴覚機能の変化への対応

○ヒートショック現象への対応

(3) 家族間のプライバシーを確保する工夫

○家族がいる場合

①生活空間の配置の工夫

②要介護高齢者の見守りとプライバシーの確保の双方に配慮した工夫



要介護時の対応をあらかじめ想定し、住宅のプランニングに組み込んでおき、高齢者の健康状態・ステージに応じて、改修等を通じて対応する

サービスを受けやすい住宅の整備・改修

- ・在宅介護・在宅ケアが受けやすい住宅プラン
- ・生活支援サービス

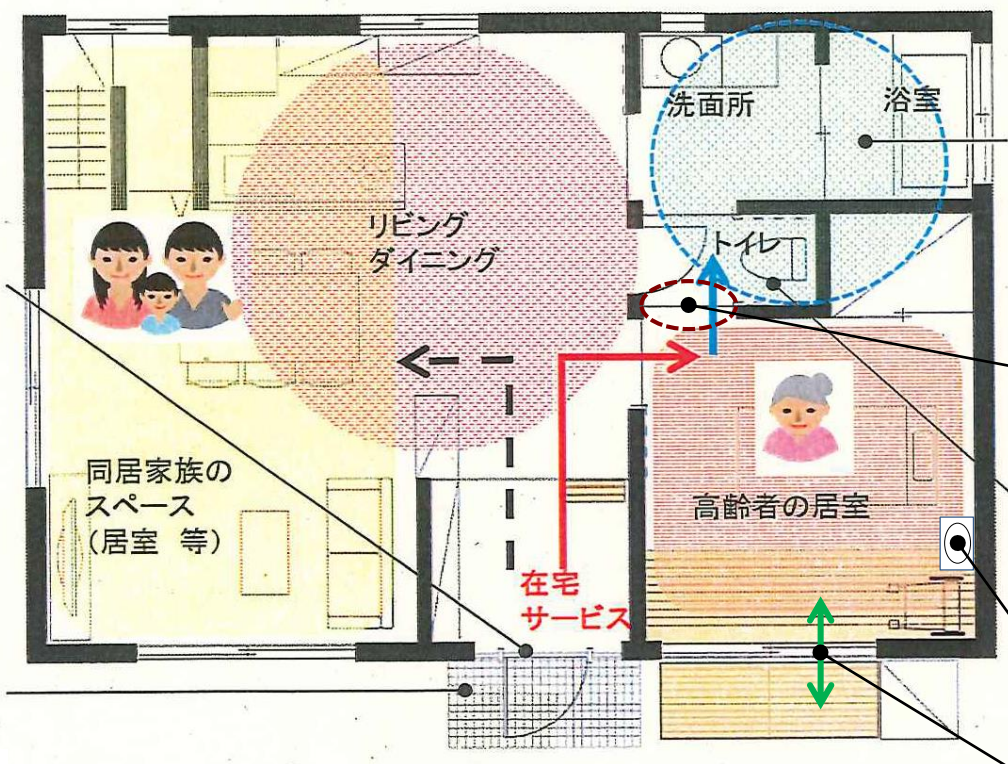
＜住宅プラン上の留意点等＞
リビングと個室の関係、夜間の鍵の扱い、
ヒートショック対応、バリアフリー設計など

＜併設する施設＞
保育所などの子育て支援施設、高齢者生活支援施設、
多世代交流施設、高齢者・子どもの見守りサービスなど

夜間の訪問サービスに
対応した鍵の工夫
キーボックスの設置 等



家の外もバリアフリー
を実施



水回りを一体的
に配置
(バリアフリー
対応、ヒート
ショック対応)

介護が不要の間は壁
必要になったら扉を設置

トイレと居室の
距離を短く

サービス提供者が利用する
給湯・洗面機能を設置する
＊新築時には配管のみ用意

ベランダからの
出入りも可能に

コンセントの差し込み口数や抜
き差ししやすい位置に配慮する

子育て世帯との近居・同居に対する支援（フラット35子育て支援型）

- 「子育て支援」等の施策を実施している地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政的支援とあわせて、フラット35の金利を引き下げることにより、**子育て支援・地域活性化の推進を図る。**

1 事業要件

以下のすべての要件に適合する事業。

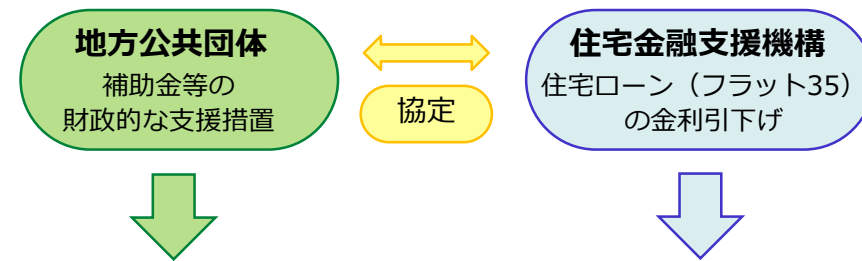
- ① 事業を実施する地方公共団体において、計画・方針に基づき、以下の取組を積極的に実施していること。
 - ・ 子育て支援の場合：保育の受け皿の整備等の子育て支援 等
- ② 地方公共団体において、住宅の建設・購入・改良に対して、一定の**補助金等の財政支援**を行うものであること。
- ③ 住宅金融支援機構に設置された**有識者委員会**において、事業内容が適切であると認められたものであること。

2 支援内容

- ① 対象となる住宅取得
 - ・ **若年子育て世帯・親世帯等**による**同居・近居**のための**新築・既存住宅**の取得 等
 - ※ 各施策の要件は、地方公共団体が、**地域の実情を踏まえて**設定。
- ② 住宅ローン（フラット35）の金利引下げ
 - ・ **当初5年間、▲0.25%引下げ**

＜地方公共団体と住宅金融支援機構の連携イメージ＞

「子育て支援」等の施策について、**地方公共団体と住宅金融支援機構が連携して支援。**



I 介護保険を取り巻く状況について

II 高齢者の住まいの状況について

III 自宅に住み続けるための取組について

IV サービス付き高齢者向け住宅について

V 住宅確保要配慮者のための取組について

VI 生活困窮者・ホームレス支援について

VII 高齢者住まいと地域づくり等との連携について

VIII 福祉部局と住宅部局との連携について

サービス付き高齢者向け住宅制度創設の背景

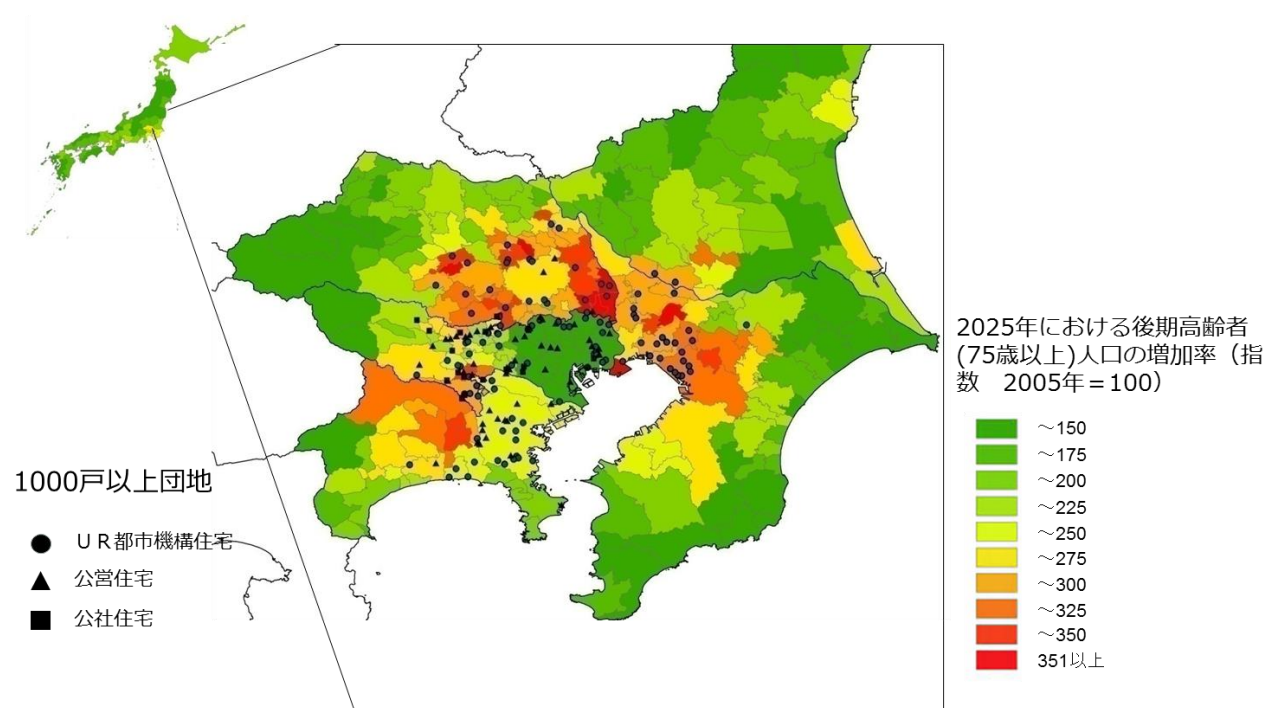
○ 特に大都市圏における高齢者の急増

- ・ 高度経済成長期に大量に住宅が供給された地域での高齢化が顕著

○ 単身高齢者の増加

- ・ 家族機能を持たない人が増加
(見守り＋生活相談)

首都圏での高齢化の伸び率（後期高齢者の人口増加率）と大規模団地



サービス付き高齢者向け住宅の特徴

○サービス

- ・ **安否確認・生活相談（必須）** 付き

+ 多様なサービス形態

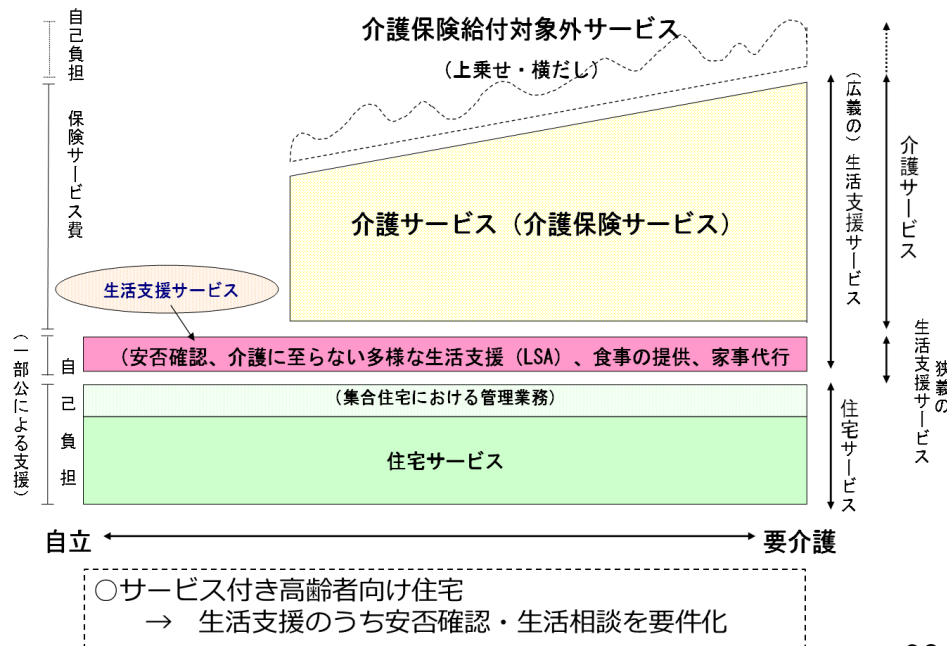
- ・ 生活支援サービス
（食事、家事、介護、健康管理等）
- ・ 介護
（外部サービスの利用
or 特定施設入居者生活介護）



**地域や住まいでの
生活継続の限界を高める**

○住宅

- ・ **自分が決定できる空間**であること
- ・ 市場の中で供給され、
情報を比較し選択ができる
- ・ **費用負担**（住居費、管理費、食費、介護サービス費用、その他の生活支援サービス費用等）の**明確化**
- ・ **賃貸借契約による消費者保護**
（長期入院を理由に退去を求められることはない等）



サービス付き高齢者向け住宅の概要

高齢者の居住の安定確保に関する法律（改正法 施行H23.10.20）

登録戸数231,116戸
（平成30年5月31日現在）

1. 登録基準

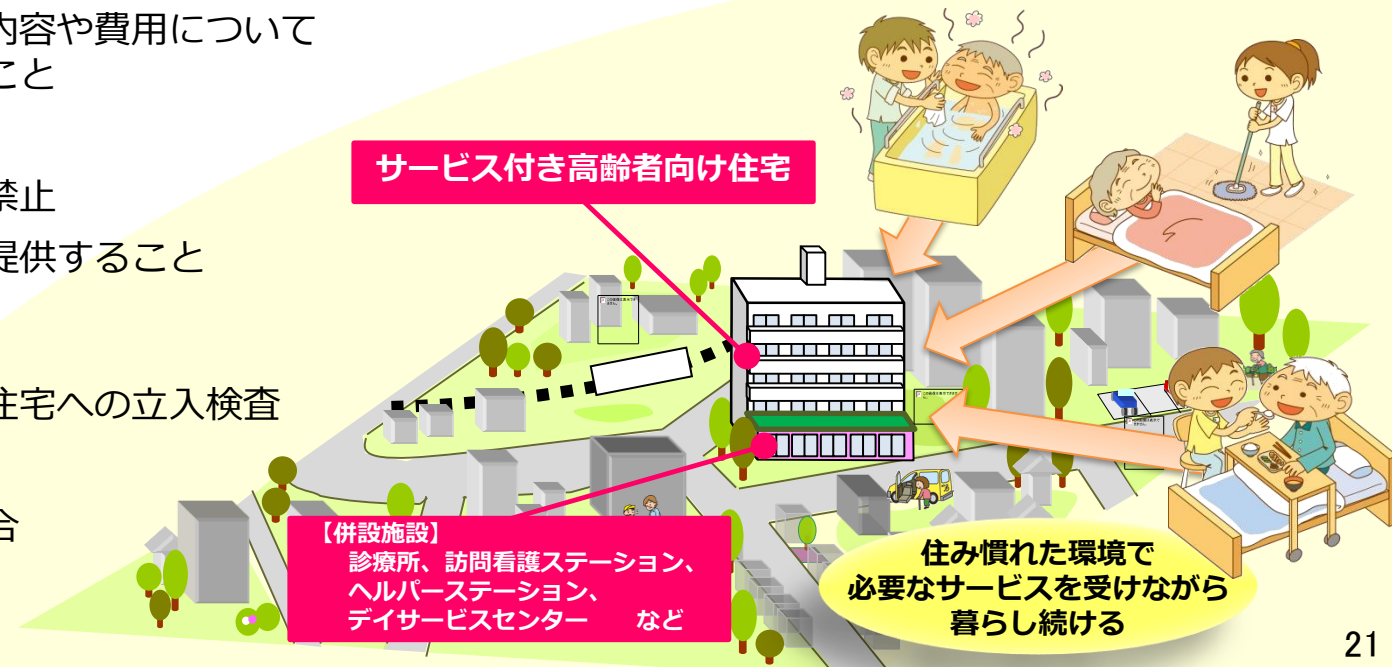
- 《ハード》
 - ・床面積は原則25㎡以上
 - ・構造・設備が一定の基準を満たすこと
 - ・バリアフリー（廊下幅、段差解消、手すり設置）
- 《サービス》
 - ・サービスを提供すること（少なくとも**安否確認・生活相談サービス**を提供）
[サービスの例：食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助 等]
- 《契約内容》
 - ・長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないなど、居住の安定が図られた契約であること
 - ・敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと
 - ・前払金に関して入居者保護が図られていること
（初期償却の制限、工事完了前の受領禁止、保全措置・返還ルールの明示の義務付け）

2. 登録事業者の義務

- ・ 契約締結前に、サービス内容や費用について書面を交付して説明すること
- ・ 登録事項の情報開示
- ・ 誤解を招くような広告の禁止
- ・ 契約に従ってサービスを提供すること

3. 行政による指導監督

- ・ 報告徴収、事務所や登録住宅への立入検査
- ・ 業務に関する是正指示
- ・ 指示違反、登録基準不適合の場合の登録取消し



サービス付き高齢者向け住宅の運営情報公表システムについて

- 料金やサービス内容など住宅に関する情報が、HPや事業者から開示されることにより、居住者のニーズにあった住まいの選択が可能

■ サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムHP



運営情報欄を新設

外観写真	登録番号	住宅名	所在地		サービス ※3					併設施設の有無	竣工年月 入居開始時期 ※4	お問い合わせ先
			家賃 (共益費) [万円・税別]	専有面積 [㎡]	状況把握 訪問	生活相談 訪問	食事	介護	家事		健康維持	
	new 0000	ハッピー住宅 八丁堀 	東京都中央区八丁堀2-20-9		35	○	—	—	—	無	2017/01 入居開始済み	
			11.0-15.0 (1.0-1.5)	25.00-35.00							サービス付き高齢者 向け住宅 00-0000-0000	
	new 2222	ヒマワリハウス 	東京都中央区八丁堀2-20-9		05	—	—	—	—	無	2020/04 2020/05/01	
			8.0 (0.3)	25.50							ヒマワリハウス 03-1111-1111	

住宅一覧から

▶ 運営情報

クリックすると

地域に根ざしたホームを目指す取り組み（サービス付き高齢者向け住宅「銀木犀」）

- 子どもたちをサービス付き高齢者向け住宅に呼び込む取り組みとして、1階の玄関の近くに駄菓子屋を設置
- 子どもやその親の居場所をつくることにより、地域住民に開かれたホームとなるとともに、高齢者と子どもとの交流が自然に起こり、入居者にとっても生きがいづくりにつながる

■ まちに開かれたホーム

地域の住民が駄菓子屋に入りやすいよう、まちに開かれた出入り口となっている。



■ 放課後の子どもの居場所

放課後には学校帰りの子どもがホームに寄って駄菓子を買ったり、友達と宿題をしたり遊んだりして時間を過ごしている。

ホーム内には子どもたちの声が響き渡り、高齢者向け施設ではなくまちの中で生活している雰囲気を作り出している。

■ 大人も呼び込む取り組み

子どもの遊び場を見に来た親もホーム内に呼び込む仕掛けとして、食堂を地域に開放し、大人の居場所も用意している。

これにより、ホームの透明性が高まるとともに、地域からの信頼の醸成にもつながっている。



■ 入居者の社会的役割づくり

駄菓子屋の店員は入居している高齢者等が担っている

ホーム内に子どもがいることにより、子どもとの交流が自然に起こり、入居者が子どもに教えるなどの役割を担う機会も



I 介護保険を取り巻く状況について

II 高齢者の住まいの状況について

III 自宅に住み続けるための取組について

IV サービス付き高齢者向け住宅について

V 住宅確保要配慮者のための取組について

VI 生活困窮者・ホームレス支援について

VII 高齢者住まいと地域づくり等との連携について

VIII 福祉部局と住宅部局との連携について

低所得高齢者等に対する住まい・生活支援 ～低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業～

平成26年度
より実施

1. 事業概要

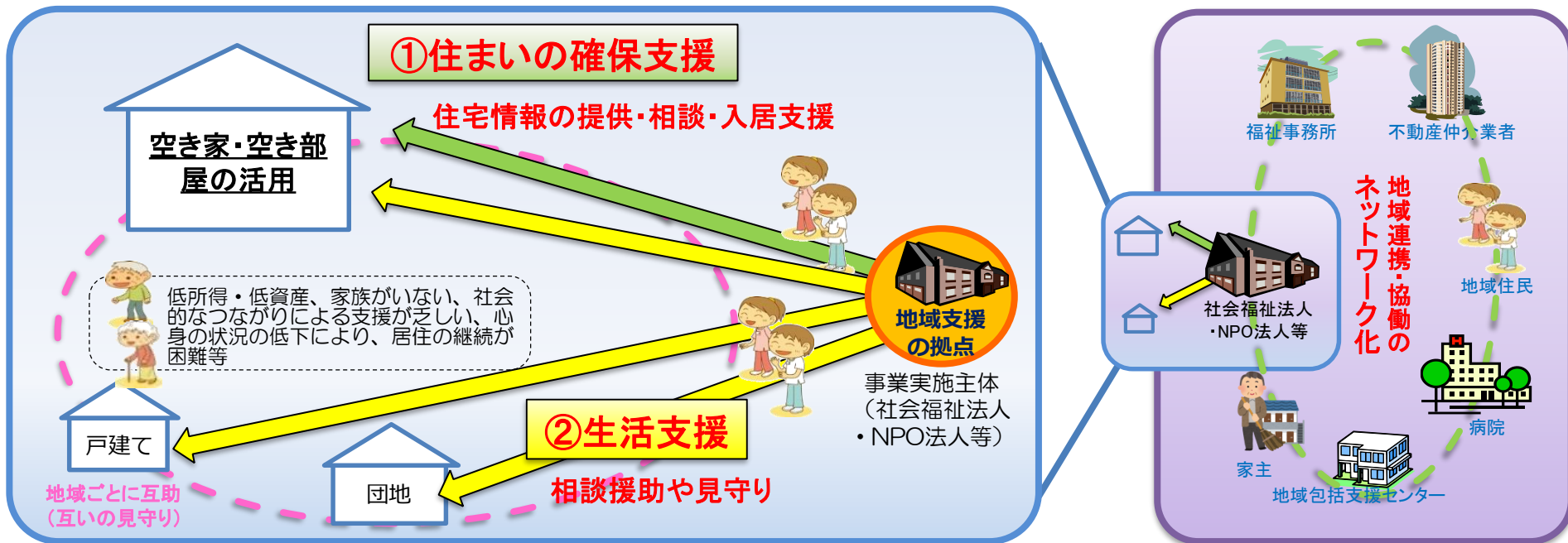
自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産高齢者等を対象に、社会福祉法人やNPO法人等が、**地域連携・協働のネットワークを構築し、**

①既存の**空き家等を活用した住まいの確保**を支援するとともに、②**日常的な相談等（生活支援）**や**見守り**により、高齢者等が住み慣れた地域において継続的に安心して暮らせるよう体制を整備する事業に対して助成を行う。

2. 実施主体 市区町村（社会福祉法人、NPO法人等への委託可能）

※平成28年度現在、15自治体が実施

（事業のイメージ）



⇒ **モデル事業で行われている効果的な取組について、全国的な展開を図っていく。**
（地域支援事業の活用）

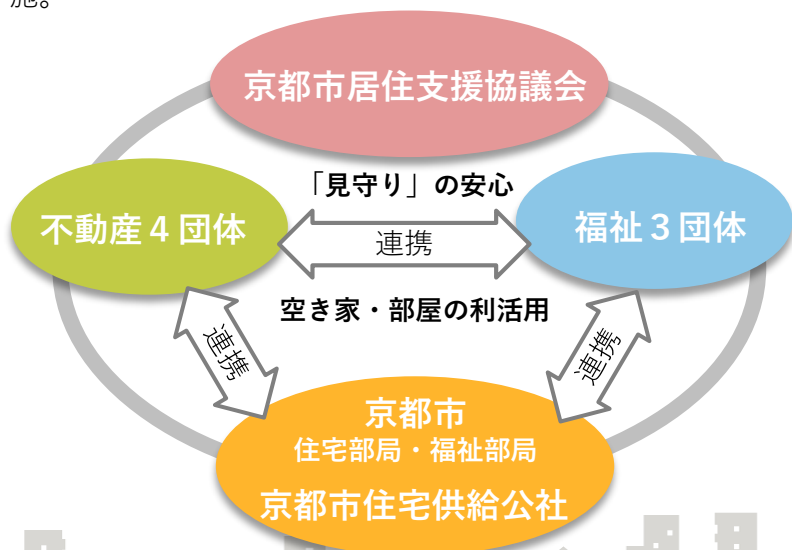
互助を育む | ⑤住まいの確保支援・生活支援

自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産高齢者等を対象に、社会福祉法人やNPO法人等が、地域連携・協働のネットワークを構築し、①既存の空き家等を活用した住まいの確保を支援するとともに、②日常的な相談等（生活支援）や見守りにより、高齢者等が住み慣れた地域において継続的に安心して暮らせるよう体制を整備。

平成29年度から拡充している地域支援事業の「**高齢者の安心な住まいの確保に資する事業**」で実施可能

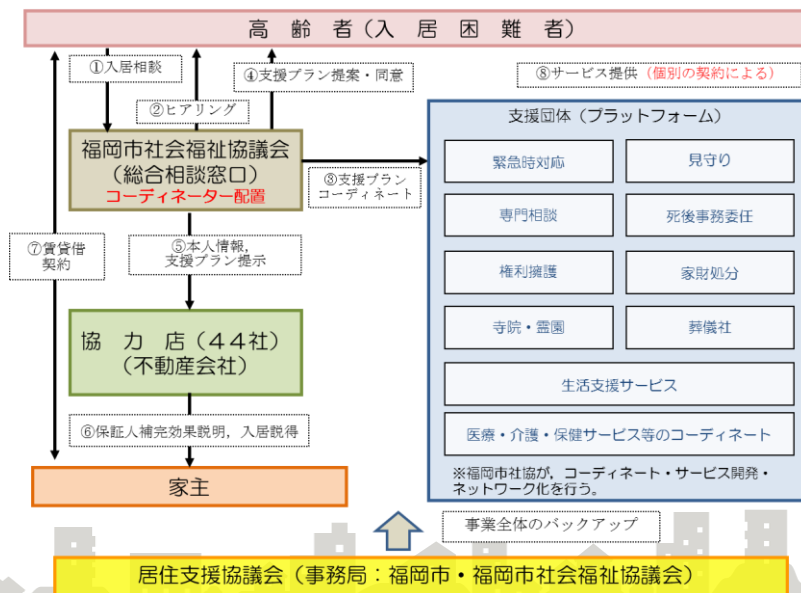
京都市高齢者すまい・生活支援事業

- 京都市老人福祉施設協議会に加盟する10法人が7行政区で事業を実施。
- 各エリアごとに、本人×社会福祉法人×不動産業者（家主）の三者面談を行い、互いの信頼の下で空き部屋をマッチング。
- 住み替え後は、社会福祉法人による見守りサービスを実施。



福岡市「住まいサポートふくおか」

- 制度に協力する不動産会社（協力店）及び各種支援団体で構成されるプラットフォームを構築。
- 主体となる福岡市社会福祉協議会がコーディネーターとなって、相談者の必要なサービスを提案。
- プラットフォームが本人の生活をバックアップするため、家主は安心して高齢者に部屋を賃貸することができる。



ヒトの課題

- 単身高齢者世帯の増加
- 障害者・子育て世帯等への対応
- 住宅確保要配慮者に対する大家の入居拒否感

モノの課題

- 公営住宅の不足
 - ・管理戸数微減
 - ・応募倍率大
- 民間賃貸・戸建て等の空家の増大

民間の既存住宅を活用して住宅セーフティネットに

- 地方公共団体への登録
 - ・耐震性、面積(共同居住型含む)等の確保
 - ・情報提供
- 居住支援協議会による居住支援
 - ・福祉関係者、宅建業者、地方公共団体等の連携
- 生活保護等との連携、家賃債務保証業の情報提供 など

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律

背景・必要性

○ 住宅確保要配慮者*の状況

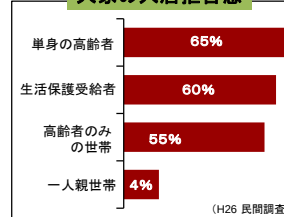
- 高齢単身者が今後10年で100万人増加（うち民間賃貸入居者22万人）
- 若年層の収入はピーク時から1割減（30歳代給与：<H9> 474万円 ⇒ <H27> 416万円 [▲12%]）
- 若年夫婦が理想の子ども数を持たない理由「家が狭いから」(16%)
- 一人親世帯の収入は夫婦子世帯の43%（H26：一人親世帯296万 ⇒ 夫婦子世帯688万円）
- 家賃滞納、孤独死、子どもの事故・騒音等への不安から入居拒否

○ 住宅ストックの状況

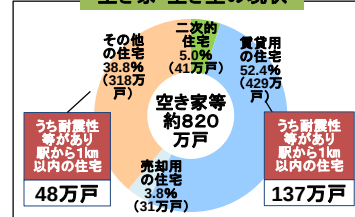
- 総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めない
- 民間の空き家・空き室は増加傾向

※ 高齢者、子育て世帯、低所得者、障害者、被災者など
住宅の確保に特に配慮を要する者

大家の入居拒否感



空き家・空き室の現状



➡ **空き家等を活用し、住宅セーフティネット機能を強化**

法案の概要

○ 国の基本方針[既存]に加え、地域の住宅事情に応じ、地方公共団体が登録住宅等に関する供給促進計画を策定

登録制度の創設

○ 空き家等を住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として賃貸人が都道府県等に登録

- 構造・設備、床面積等の登録基準への適合(耐震性能、一定の居住面積 等)
 - ※ 地域の実情に応じて、供給促進計画で基準の強化緩和
 - ※ 共同居住型住宅の面積等の基準も策定

○ 都道府県等は登録住宅の情報開示を行うとともに要配慮者の入居に関し賃貸人を指導監督

○ 登録住宅の改修・入居への支援

- 登録住宅の改修費を住宅金融支援機構(JHF)の融資対象に追加

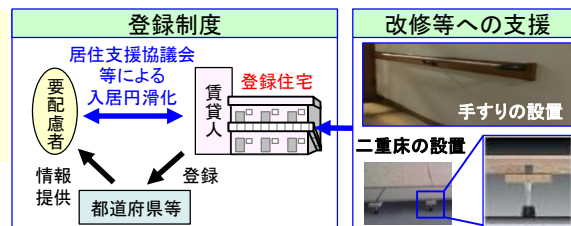
H29予算

専ら住宅確保要配慮者のために用いられる登録住宅について

①改修費を国・地方公共団体が補助、②地域の実情に応じて、要配慮者の家賃債務保証料や家賃低廉化に国・地方公共団体が補助

(KPI)

登録住宅の登録戸数
0戸 ⇒ 17.5万戸
(年間5万戸相当)
(2020年度末)



住宅確保要配慮者の入居円滑化に関する措置

○ 居住支援法人による入居相談・援助

- 居住支援協議会の活動の中核となる居住支援法人(NPO等)を都道府県が指定
- 同法人による登録住宅の情報提供、入居相談その他の援助

○ 家賃債務保証の円滑化

- 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに、JHFの保険引受けの対象に追加
- 居住支援法人による家賃債務保証の実施

○ 生活保護受給者の住宅扶助費等について代理納付※を推進

※ 本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと

H29予算

居住支援協議会等による円滑な入居等を図るための活動に国が補助

(KPI)

居住支援協議会に参画する市区町村(①)及び自ら設立する市区町村(②)の合計が全体(1,741 市区町村)に占める割合
39% (① 669+② 17=686 市区町村)(2016年)
⇒80% (①+② ≥ 1,393 市区町村)(2020年度末)

居住支援協議会による支援の強化



新たな住宅セーフティネット制度の施行状況について(H31/2/15時点)

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

【新たな住宅セーフティネット制度の施行状況】

	施行状況	備考
住宅確保要配慮者 円滑入居賃貸住宅 の登録	うち入居中 6, 072戸 7, 676戸 (41都道府県) ()	北海道32戸、青森県4戸、岩手県2戸、宮城県51戸、秋田県22戸、山形県35戸、福島県10戸、茨城県15戸、群馬県74戸、埼玉県28戸、千葉県38戸、東京都288戸、神奈川県176戸、山梨県355戸、岐阜県180戸、静岡県38戸、愛知県571戸、三重県6戸、新潟県2戸、富山県1戸、石川県45戸、福井県18戸、京都府15戸、大阪府5, 376戸、兵庫県59戸、奈良県17戸、鳥取県12戸、岡山県81戸、山口県7戸、徳島県8戸、香川県2戸、愛媛県3戸、高知県2戸、福岡県6戸、佐賀県5戸、長崎県30戸、熊本県4戸、大分県2戸、宮崎県2戸、鹿児島県50戸、沖縄県4戸
居住支援法人 の指定	※受付・審査中の2,487戸 を合わせると10,163戸 191者 (37都道府県)	北海道9者、岩手県2者、宮城県4者、福島県4者、茨城県2者、群馬県2者、埼玉県3者、千葉県6者、東京都15者、神奈川県7者、新潟県1者、石川県2者、福井県4者、山梨県2者、長野県1者、岐阜県2者、静岡県2者、愛知県15者、京都府2者、大阪府47者、兵庫県5者、奈良県3者、和歌山県3者、岡山県4者、広島県2者、山口県3者、香川県2者、愛媛県2者、高知県2者、福岡県15者、佐賀県3者、長崎県1者、熊本県9者、大分県2者、宮崎県1者、鹿児島県1者、沖縄県1者
居住支援協議会 の設立	77協議会	47都道府県 30市区町(北海道本別町、鶴岡市、船橋市、千代田区、文京区、江東区、世田谷区、杉並区、豊島区、板橋区、江戸川区、八王子市、調布市、日野市、多摩市、横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市、京都市、豊中市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、熊本市)
家賃債務保証業者 の登録	59者	
供給促進計画 の策定	20都道府県 3市町	北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、東京都、山梨県、岐阜県、静岡県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、愛媛県、長崎県、宮崎県、沖縄県、盛岡市、横浜市、栃木県茂木町

居住支援協議会の概要

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

概要

(1) 設立状況 72協議会が設立（H30年7月2日時点）

- 都道府県（全都道府県）
- 区市町（25区市町）

北海道本別町、山形県鶴岡市、千代田区、文京区、江東区、豊島区、杉並区、板橋区、世田谷区、江戸川区、八王子市、調布市、日野市、多摩市、川崎市、船橋市、岐阜市、名古屋市、京都市、神戸市、宝塚市、北九州市、福岡市、大牟田市、熊本市

(2) 居住支援協議会による主な活動内容

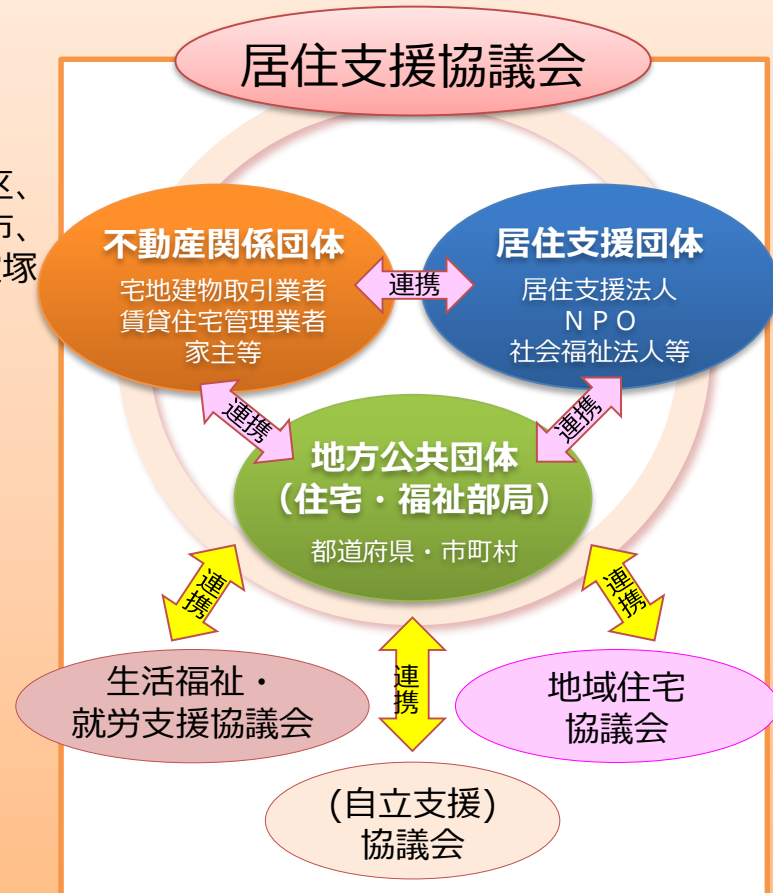
- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施
（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等）
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

(3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援

〔H30年度予算〕

重層的住宅セーフティネット構築支援事業（6.5億円）の内数



居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

- ・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・社会福祉法人
- ・居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

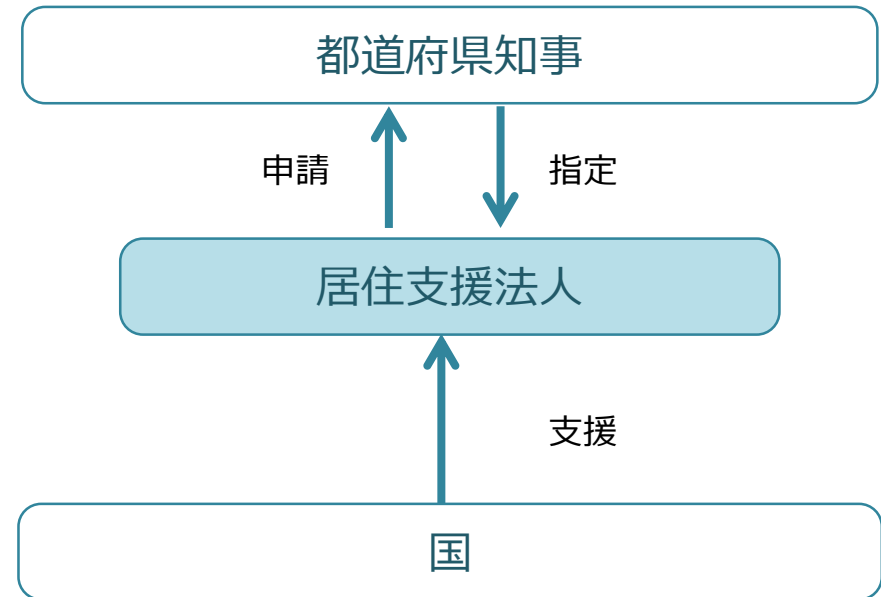
- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附随する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

● 居住支援法人への支援措置

- ・居住支援法人が行う業務（上記①～④）に係る活動に対し支援（定額補助、補助限度額1,000万円）。
- 〔H30年度予算〕重層的住宅セーフティネット構築支援事業（6.5億円）の内数
※応募要件など詳細については「応募要領」をご覧ください。

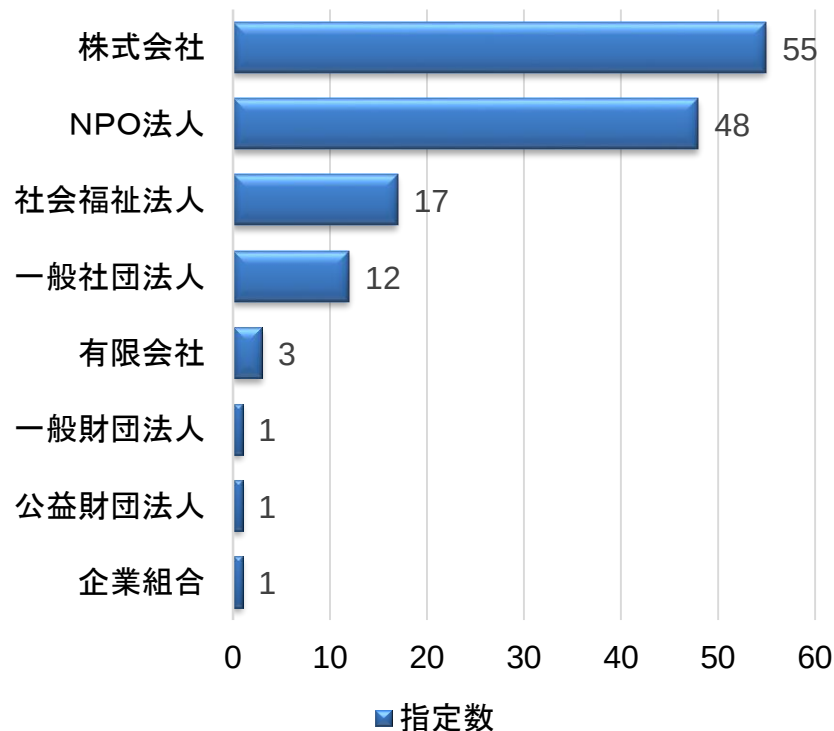
【制度スキーム】



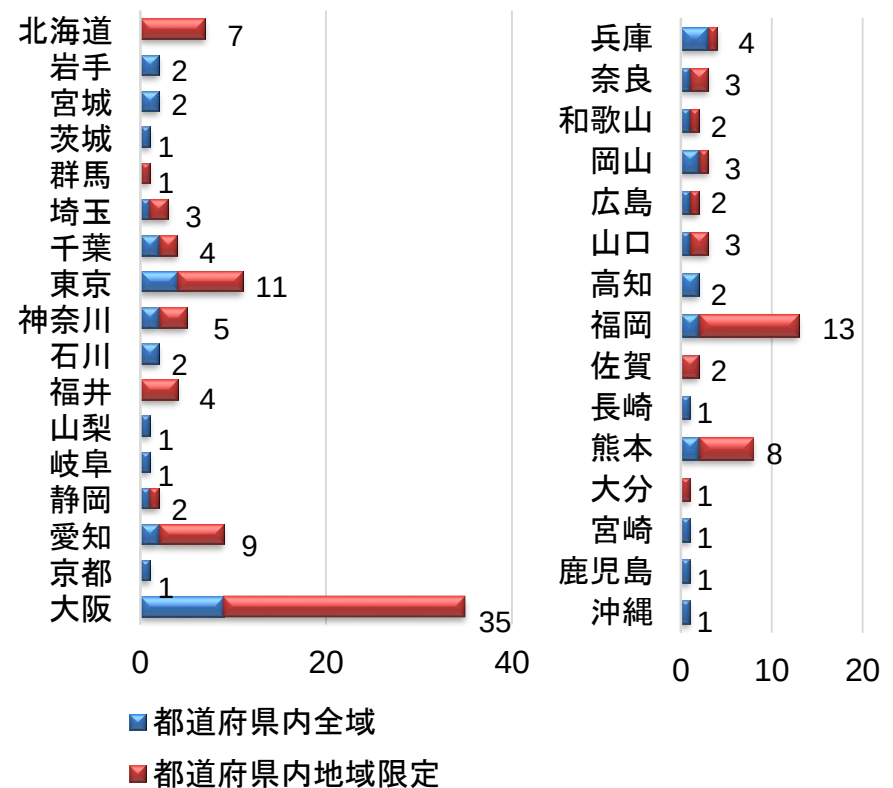
居住支援法人制度の指定状況

- 32都道府県 138法人が指定（H30.9.3時点）
- 法人属性別では、株式会社およびNPO法人の指定が多い状況（全体の約75%）
- 都道府県別では、大阪府が35法人と最多指定。1法人のみの指定は10府県

■ 法人属性別



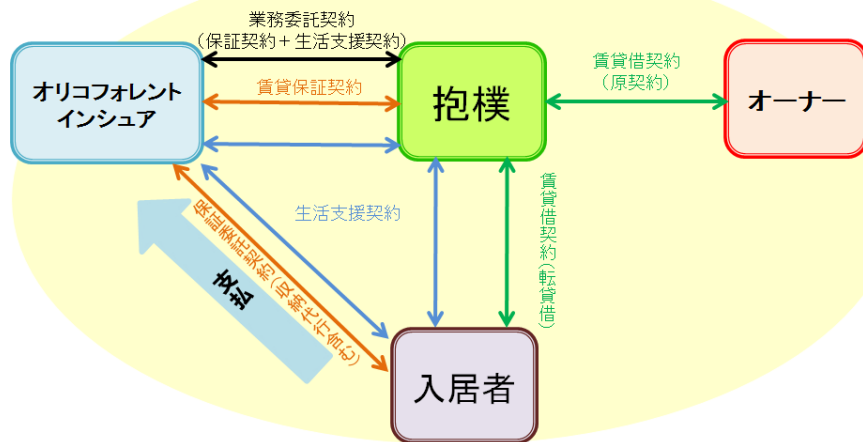
■ 都道府県別



居住支援法人の活動事例

NPO法人 抱樸(北九州)

- ・入居費・生活費の支援、最低限の家財確保等、賃貸住宅へ入居するホームレスの自立支援
 - ー保証人紹介
 - ー生活支援付き家賃債務保証
 - ー入居転居に係る情報提供、相談その他の援助
 - ー生活安定のための各種相談・支援
 - ー持ち物件(サブリース)の紹介 等

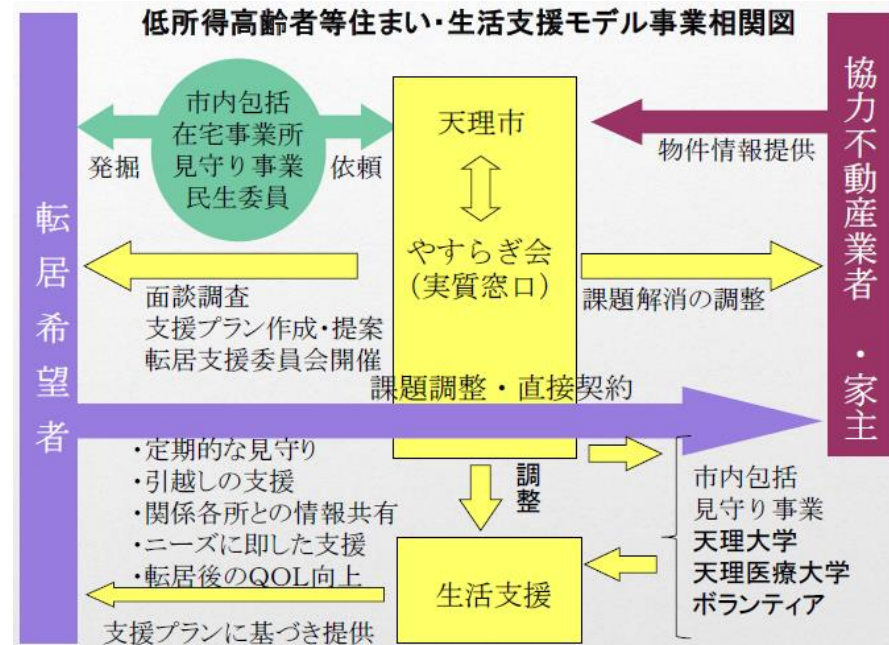


NPO法人 おかやま入居支援センター(岡山)

- ・障害者等の入居支援に向け、医療・福祉・法律・不動産等の専門家が連携するネットワークにより、住宅の提供や個別状況に応じた入居後のサポート

○社会福祉法人やすらぎ会(奈良)

- ・高齢者などの転居に関する総合的な支援を実施
 - ー転居に関する総合相談支援
 - ー支援プランニング
 - ー物件情報提供
 - ー内覧、契約同行
 - ー定期的な見守り相談 等



住宅確保要配慮者等に対する居住支援施策（見取り図）（案）

住宅確保要配慮者等に対する効果的な居住支援の実現に向けては、①居住支援協議会が関係者の連携ネットワークを構築しつつ、②ハード面の供給、③連帯保証人・緊急連絡先の確保、④入居支援等、⑤生活支援の提供、の5本柱で進めていくことが必要。

対象者 支援施策	低所得者 (生活保護受給者含む)	高齢者	障害者	子育て世帯 (ひとり親・多子世帯)	DV被害者	児童養護施設 退所者
関係者の連携	居住支援協議会(基礎自治体レベルの活動の充実)★					
ハード面の供給	保護施設★ 無料低額宿泊所等	特別養護老人ホーム★ 認知症高齢者グループホーム▲ 養護老人ホーム★ 軽費老人ホーム★ 有料老人ホーム★ サービス付き高齢者向け住宅★	障害者グループホーム (共同生活援助を行う場)▲ (※2) 福祉ホーム★		婦人保護施設● 婦人相談所一時保護施設● 母子生活支援施設★	
	公的賃貸住宅(公営住宅・地域優良賃貸住宅等)★					
	民間賃貸住宅(新たな住宅セーフティネット制度):①登録住宅(入居拒否しない住宅)★、②専用住宅(改修費補助・低所得者の家賃低廉化)★【新設】(※1)					
	居住支援法人(新たな住宅セーフティネット制度):①居住支援法人による家賃債務保証●、②住宅金融支援機構による家賃債務保証保険【新設】(※1)					
連帯保証人・緊急連絡先の確保	家賃債務保証会社(民間):①一定の要件を満たす家賃債務保証会社を登録☆、②住宅金融支援機構による家賃債務保証保険【新設】(※1)					
	社会的養護自立支援事業(仮称)★ (ひとり親及びDV被害者は、母子生活支援施設や婦人保護施設等の施設退所者に限る)					
入居支援等 (相談、住宅情報、契約サポート、コーディネート等)	居住支援協議会★、居住支援法人(新たな住宅セーフティネット制度)【新設】●(※1)					
	生活困窮者自立支援制度(居住支援)★					
生活支援の提供	居住の安定確保支援事業 (生活保護受給者)★	地域支援事業▲ (高齢者の安心な住まいの確保に資する事業)	地域移行支援▲			
	保護施設★ 一部の無料低額宿泊所等	(介護予防・日常生活支援総合事業) 介護保険サービス▲	地域生活支援事業 (居住サポート事業等)★ 障害福祉サービス等 (居宅介護・地域定着支援等)▲	母子・父子自立支援員★ ひとり親家庭等 日常生活支援事業★ ひとり親家庭等 生活向上事業★	婦人保護事業★	社会的養護自立支援事業 (仮称)★ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業●
	日常生活自立支援事業					

【施策】	【実際の措置等】
国交省	国
厚労省	都道府県、市町村
共 管	都道府県
	市町村

(※1) 新たな住宅セーフティネット制度については、関連法案を平成29年2月3日に閣議決定

(※2) 課題である障害者の高齢化・重度化に対応するため、重度障害者に対応したグループホームを創設予定(H30年度～)

(※3) 高齢者向けの施策として、上記のほか「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」により、①住まいの確保支援、②入居支援及び生活支援を実施(H26～)

- I 介護保険を取り巻く状況について
- II 高齢者の住まいの状況について
- III 自宅に住み続けるための取組について
- IV サービス付き高齢者向け住宅について
- V 住宅確保要配慮者のための取組について

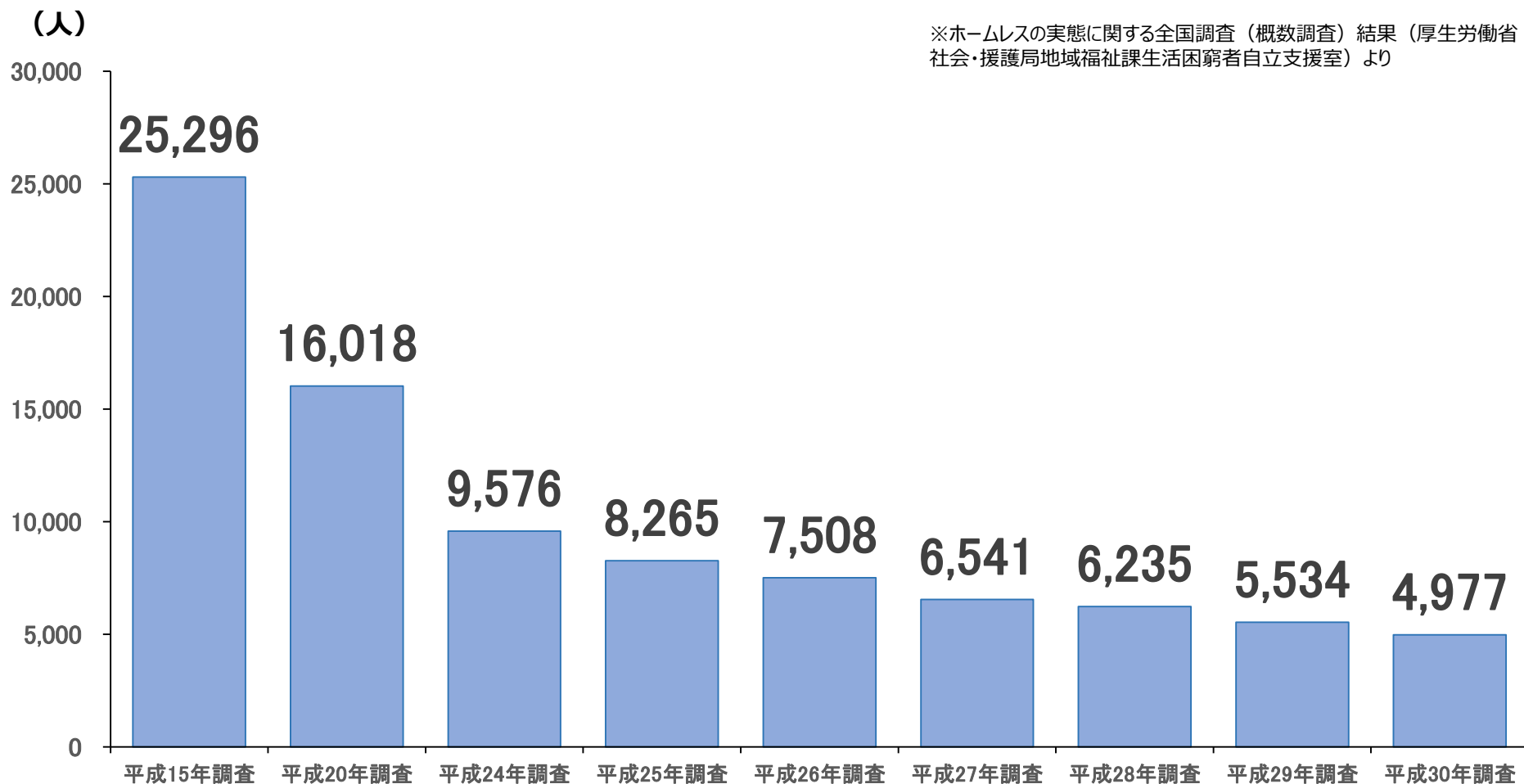
VI 生活困窮者・ホームレス支援について

- VII 高齢者住まいと地域づくり等との連携について
- VIII 福祉部局と住宅部局との連携について

1. ホームレス対策の最近の動向

ホームレスの現状（ホームレス数の推移）

- 国として初めて全国調査を実施した平成15年以降、ホームレスの数は把握している限り、毎年減少しているが、依然として約5千人のホームレスが確認されている。



(参考1) 都道府県別ホームレス数

○ 平成30年調査における都道府県別のホームレス数は以下のとおり。

都道府県名	平成30年調査				29年調査	30-29 増▲減	(参考)		
	男	女	不明	計			28年調査	27年調査	26年調査
北海道	24	3	11	38	44	▲6	35	50	59
青森県	0	0	0	0	0	0	0	0	1
岩手県	1	1	0	2	1	1	2	3	2
宮城県	74	6	19	99	99	0	104	117	122
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	2	2
山形県	0	0	0	0	0	0	2	1	1
福島県	12	0	0	12	18	▲6	20	19	14
茨城県	19	5	0	24	27	▲3	36	25	37
栃木県	19	0	1	20	22	▲2	30	33	35
群馬県	21	2	0	23	25	▲2	38	33	44
埼玉県	184	4	12	200	196	4	218	265	301
千葉県	201	10	18	229	211	18	245	245	285
東京都	1,211	31	0	1,242	1,397	▲155	1,473	1,498	1,768
神奈川県	880	31	23	934	1,061	▲127	1,117	1,204	1,324
新潟県	9	1	0	10	7	3	9	10	11
富山県	3	0	0	3	2	1	7	8	11
石川県	4	0	0	4	4	0	7	2	6
福井県	3	0	0	3	2	1	3	3	2
山梨県	3	0	0	3	3	0	5	7	13
長野県	6	0	0	6	2	4	4	2	5
岐阜県	7	1	0	8	8	0	10	16	22
静岡県	54	7	23	84	92	▲8	108	114	133
愛知県	187	11	47	245	271	▲26	315	367	380
三重県	19	1	5	25	22	3	21	18	28

滋賀県	3	0	0	3	1	2	2	2	4
京都府	47	10	1	58	89	▲31	109	96	121
大阪府	1,092	17	1	1,110	1,303	▲193	1,611	1,657	1,864
兵庫県	100	6	9	115	126	▲11	151	175	214
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	19	0	1	20	14	6	12	14	14
鳥取県	4	0	0	4	6	▲2	5	2	3
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	13	1	1	15	10	5	15	8	16
広島県	39	5	0	44	53	▲9	52	41	65
山口県	2	0	0	2	5	▲3	3	4	4
徳島県	2	0	0	2	3	▲1	3	7	4
香川県	3	0	0	3	3	0	5	8	8
愛媛県	11	0	0	11	9	2	15	18	23
高知県	1	0	0	1	3	▲2	6	5	3
福岡県	230	14	8	252	270	▲18	300	294	369
佐賀県	10	0	0	10	6	4	9	9	9
長崎県	0	0	0	0	2	▲2	4	4	5
熊本県	18	2	0	20	23	▲3	24	29	36
大分県	7	0	0	7	12	▲5	10	9	14
宮崎県	1	1	0	2	3	▲1	3	3	4
鹿児島県	12	0	9	21	15	6	20	20	41
沖縄県	52	7	4	63	64	▲1	67	94	81
合計	4,607	177	193	4,977	5,534	▲557	6,235	6,541	7,508

ホームレスの生活実態（H28.10調査の概要）

- 平成28年10月に「ホームレスの生活の実態に関する全国調査」を実施。

※東京都23区・政令指定都市(熊本市を除く)及び平成28年1月調査（概数調査）で30人以上ホームレス数の報告があった市において、1,435人へ個別面接

- ホームレスの**高齢化**や、路上生活期間の**長期化**などが課題。

年齢の状況

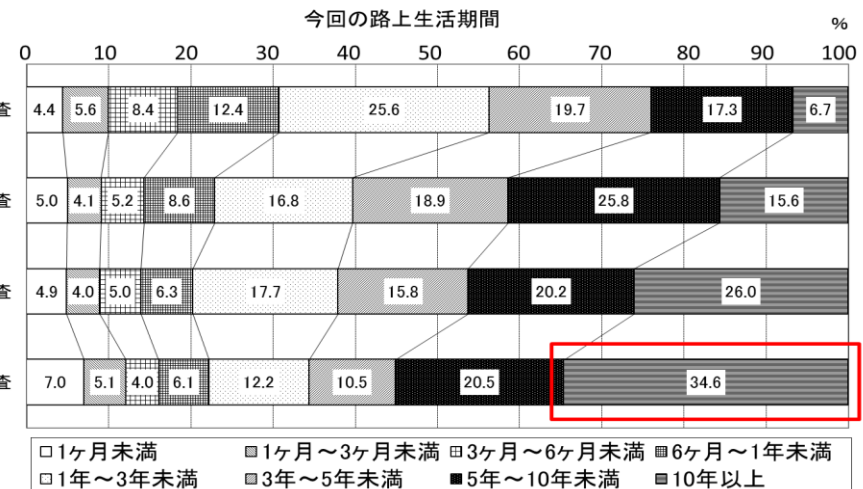
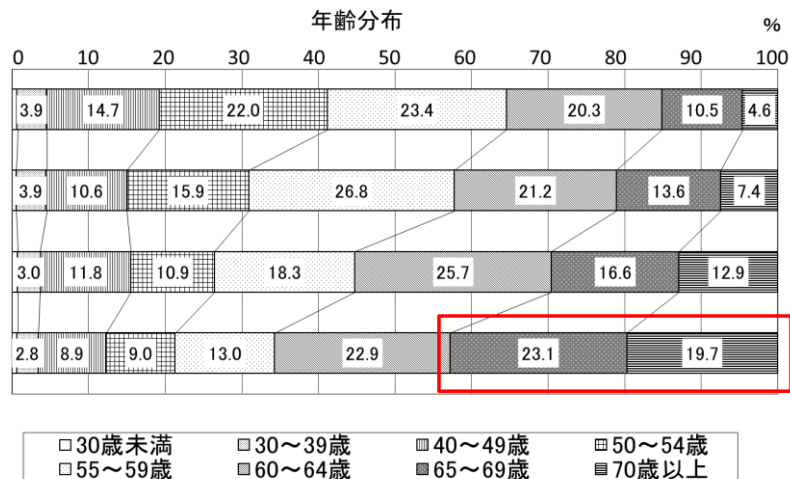
○ 年齢階層

- ・ ~39歳 3.4%(▲0.3)
 - ・ 40~49歳 8.9%(▲2.9)
 - ・ 50~54歳 9.0%(▲1.9)
 - ・ 55~59歳 13.0%(▲5.3)
 - ・ 60~64歳 22.9%(▲2.8)
 - ・ 65~69歳 23.1%(+6.5)
 - ・ 70歳~ 19.7%(+6.8)
- 平均年齢61.5歳(+2.2歳)

路上での生活

○ 今回の路上生活の期間

- ・ 「10年以上」 34.6%(+8.6)
- ・ 「5年以上10年未満」 20.5%(+0.3)
- ・ 「3年以上 5年未満」 10.5%(▲5.3)
- ・ 「1年以上 3年未満」 12.2%(▲5.5)
- ・ 「1年未満」 22.2%(+2.0)



(出典)平成28年10月実施「ホームレスの実態に関する全国調査」(生活実態調査)の結果を集計(精査中)。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の概要

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律の概要

法の目的等

ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

- ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等
- 基本方針及び実施計画

- ホームレスの自立への努力、国の責務等
- 実態調査

これまでの経緯

平成14年8月 10年間の時限立法として成立（衆議院厚生労働委員長提案）
平成24年6月 有効期限を5年間延長する一部改正法が成立（衆議院厚生労働委員長提案）

今回の改正

<背景>

ホームレスの数は減少傾向であるものの、依然として約6千人のホームレスが確認されていることや、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化等の状況を踏まえ、今後も引き続きホームレスの自立の支援等に関する施策を計画的かつ着実に推進する必要がある。

改正前

有効期限

平成29年8月6日まで

10年間延長

改正後

有効期限

平成39年8月6日まで

※ 公布日施行

ホームレス自立支援法と生活困窮者自立支援法について

	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 【議員立法】	生活困窮者自立支援法 【内閣提出法】
目 的	ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。	生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。
公布・施行日	平成14年8月7日公布・施行 ※ 平成29年6月21日に、15年間であった期間を10年間延長する一部改正法が公布・施行。	平成25年12月6日公布 平成27年4月1日施行
法律の主な内容	○ ホームレス全国調査の実施 ○ 国のホームレス基本方針の策定、自治体の実施計画の策定 ○ 法律の趣旨を踏まえた予算事業として、主に以下の事業を実施 ・ ホームレス総合相談推進事業 ・ ホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター事業) ・ ホームレス自立支援事業(自立支援センター)	○ 必須事業 ・ 自立相談支援事業 ・ 住宅確保給付金 ○ 任意事業 ・ 就労準備支援事業 ・ 家計相談支援事業 ・ その他事業 ○ 中間的就労の認定 ・ 一時生活支援事業 ・ 学習支援事業
国庫負担	予算措置 ※ 従前は1/2であったが、リーマンショックを受けて編成された平成21年度第1次補正予算以降は緊急的な措置として全額国庫負担により対応。	法律に補助率が規定 ○ 自立相談支援事業、住居確保給付金:3/4 ○ 就労準備支援事業、一時生活支援事業:2/3 ○ 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業:1/2
その他	平成39年8月6日に期間が満了	

2. 生活困窮者自立支援法に基づく支援

生活困窮者自立支援制度の概要

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

(全国903福祉事務所設置自治体で1,318機関(H30年12月時点))

〈対個人〉

- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

国費 3 / 4

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

- ・希望する町村において、一次的な相談等を実施

国費 3 / 4

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援

再就職のために居住の確保が必要な者

◆住居確保給付金の支給

- ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

国費 3 / 4

就労支援

就労に向けた準備が必要な者

◆就労準備支援事業

- ・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

国費 2 / 3

なお一般就労が困難な者

柔軟な働き方を必要とする者

◆認定就労訓練事業 (いわゆる「中間的就労」)

- ・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

就労に向けた準備が一定程度整っている者

◇生活保護受給者等就労自立促進事業

- ・一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

◆一時生活支援事業

- ・住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- ・シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対する一定期間の訪問による見守りや生活支援

国費 2 / 3

※下段の支援については、H31.4.1～

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計改善支援事業

- ・家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援(貸付のあっせん等を含む)

国費 1 / 2, 2 / 3

子ども支援

貧困の連鎖の防止

◆子どもの学習・生活支援事業

- ・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
- ・生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等

国費 1 / 2

※事業名及び下段の支援については、H31.4.1～

その他の支援

◇関係機関・他制度による支援

◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

◆都道府県による市町村支援事業

- ・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

国費 1 / 2

一時生活支援事業(任意事業)

事業の概要

- 一時生活支援事業は、各自治体においてホームレス対策事業として実施してきた、生活困窮者・ホームレス自立支援センター及び生活困窮者一時宿泊施設(シェルター)の運用を踏まえ、これを制度化したものである。
- 福祉事務所設置自治体は、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、原則3ヶ月間(最大で6ヶ月間)に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。
※ 自立相談支援機関の相談員が必要に応じて支援を実施(自立支援センターの相談員は自立相談支援機関から配置)。
- 改正法において、シェルター等を退所した者や、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者に対して、一定期間(1年間(予定))、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより「居住支援」を強化し、「一時生活支援事業」に「地域居住支援事業」を追加し強化(平成31年4月施行)。

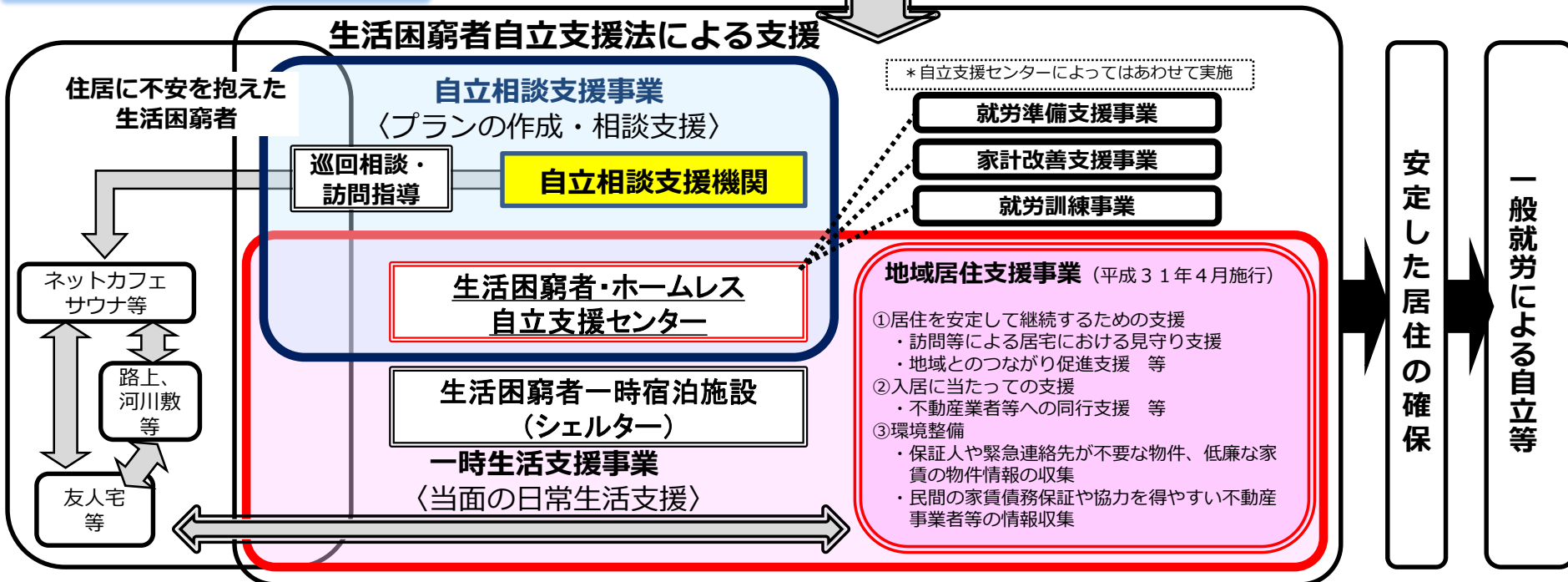
【29年度実績(一時生活支援事業)】

・256自治体(28%)

福祉事務所

生活保護等

生活困窮者自立支援法による支援



期待される効果

- 自立相談支援事業と緊密に連携し、又は一体的に運用することにより、利用中に、課題の評価・分析(アセスメント)を実施し、就労支援、更には就労につなげるなど、効果的な支援の実施が可能となる。
- 住居を持たない生活困窮者に衣食住というサービスを提供することにより、状況によっては、本事業を利用している間に就職し、アパート等を借りるための資金の貯蓄等が実現し自立が可能となる。
- 居宅における見守りや地域とのつながりを支援することにより、社会的孤立を防止するとともに、居宅における自立した日常生活の継続が可能となる。

生活困窮者・ホームレス自立支援センター②

◆ホームレス自立支援センター

※平成30年度一時生活支援事業費国庫補助協議より

	自治体名	箇所数	定 員	備 考
1	東京都	5	561	・ 自立支援センター 新宿寮 (110人) ・ 自立支援センター 台東寮 (110人) ・ 自立支援センター 目黒寮 (110人) ・ 自立支援センター 豊島寮 (111人) ・ 自立支援センター 足立寮 (120人)
2	仙台市	1	50	・ 仙台市路上生活者等自立支援ホーム 清流ホーム (50人)
3	横浜市	1	250	・ 横浜市生活自立支援施設 はまかぜ (250人)
4	川崎市	3	145	・ 川崎市自立支援センター 日進町 (80人) ・ 自立支援センター 南幸町 (15人) ・ 生活づくり支援ホーム 下野毛 (50人)
5	名古屋市	2	163	・ 自立支援事業 なかむら (86人) ・ 自立支援事業 あつた (77人)
6	京都市	1	12	・ 京都市自立支援センター (12人)
7	大阪市	1	120	・ 自立支援センター 舞洲 (120人)
8	北九州市	1	50	・ ホームレス自立支援センター北九州市 (50人)
9	福岡市	3	66	・ 福岡市就労自立支援センター (50人) ・ アセスメントセンター (8人) ・ 福祉センター (8人)
合 計		18	1,417	

生活困窮者等の自立を促進するための

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

- (1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日※ 等）

※平成31年11月支払いより適用

居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)①

改正法の概要

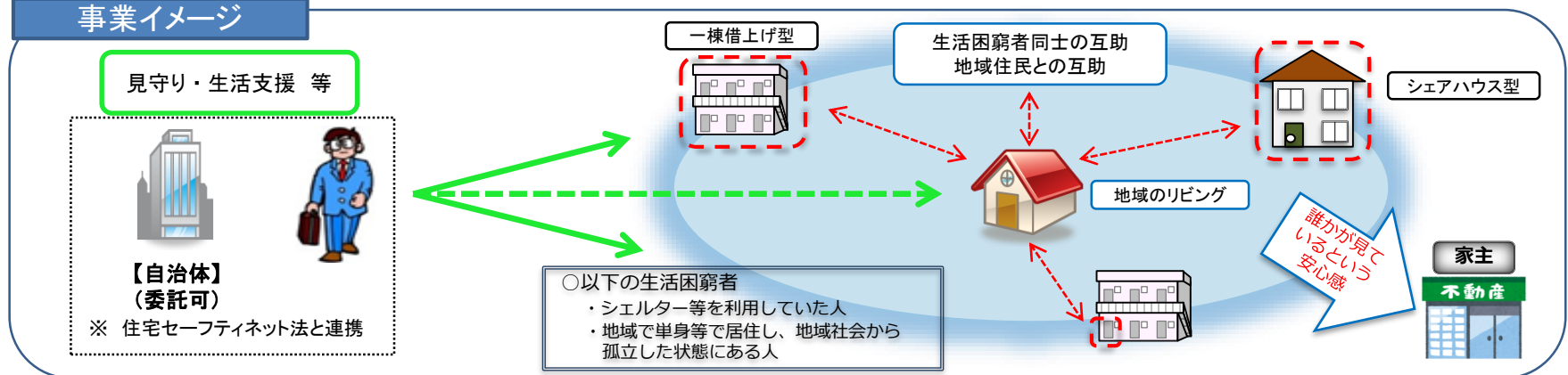
- 現行の一時生活支援事業(シェルター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供)【補助率2/3】を拡充し、以下の対象者に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより、居住支援を強化。【平成31年4月1日施行】

- ① シェルター等を利用していた人
- ② 居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人

(※) 昨年改正された住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)とも連携

(※) 今回の強化分(訪問による見守りや生活支援等)の実施に当たっては、当該自治体が従来の一時生活支援事業のメニュー(シェルター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供)を実施していることが前提。

事業イメージ



支援を必要とする人同士や地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うこと(互助)にも寄与することにより、地域で継続的・安定的な居住を確保

今後の方向性

- 一時生活支援事業の拡充については、平成30年度予算における居住支援の推進とあいまって、改正住宅セーフティネット法とも連携しながら、着実に推進。
- 一時生活支援事業については、ホームレスの方のみならず、いわゆるネットカフェに寝泊まりしている方、家賃滞納等により退去せざるを得ない方、家庭の事情により自宅にいらなくなった方など、都市部に限らず事業の対象になりうる方が地方部においても存在することから、この事業の目的、必要性について周知するとともに、事業の広域実施等も推進しながら、その実施を促進。
- 「福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会」を随時開催し、国土交通省とも情報共有を図りつつ、連携を推進する。

居住支援の強化について(一時生活支援事業の拡充)②

- 現行の一時生活支援事業（シェルター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供）【補助率2/3】を拡充し、**シェルター等を退所した者、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者等**に対して**一定期間（1年間（予定））**、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより居住支援を強化。

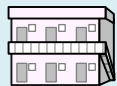
一時的居住のフェーズ 《一定の住居を持たない生活困窮者》

恒久的居住のフェーズ

個別支援

一時的居住の確保

- 生活困窮者・ホームレス自立支援センター、生活困窮者一時宿泊施設（シェルター）等における一定期間の衣食住の提供 等



入居に当たっての支援

- 不動産業者等に同行し、物件や家賃債務保証業者探し、賃貸借契約などの支援を行うとともに円滑な入居を支援。
- 病院のMSW等と連携し、退院・退所後に居住支援を必要とする者を把握した上で、自立相談支援事業における継続的な支援を行う。
→ 適切な住居の確保のための専門的視点を有した上で、宅地建物取引業者、家主、住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人などと連携した支援が必要。



居住を安定して継続するための支援

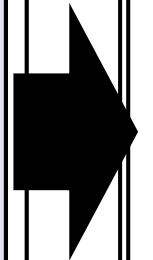
- シェルター等を退所した者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある低所得者等を対象に、訪問等による居宅における見守り支援や地域とのつながり促進支援（※）などの、自立した生活に向けた“アフターフォロー”を実施。

※ 「地域とのつながり促進支援」とは、共同利用のリビングを設けるなどにより、日常生活上の相談に応じたり、緊急事態が生じた場合に対応できるよう、地域住民や近隣に居住する低所得者同士の家族的な助け合いの環境づくりの支援をいう。



（支援終了後を見据えた）
支援体制の構築支援

安定した地域生活



環境整備

- 自治体において様々な居住支援サービスの情報を収集した上で、取り組みが低調なサービスはその担い手を開拓、確保する。
 - ・保証人や緊急連絡先が不要な物件や低廉な家賃の物件情報を収集。
 - ・民間の家賃債務保証や協力を得やすい不動産事業者等の情報収集。
 - ・緊急連絡先の代わりになりうる、見守り・安否確認サービス等の情報について、市町村の福祉担当や社会福祉協議会などから収集。
 - ・家賃債務保証や緊急連絡先の引き受けについて、社会福祉法人等に打診、スキームづくり。
 - ・緊急連絡先がなくても入居時に制限がかからない、安価な住居を自ら提供する社会福祉法人等を開拓。
- 居住支援関係機関（宅地建物取引業者、家主、居住支援法人、居住支援協議会等）等との連携体制を確保する。

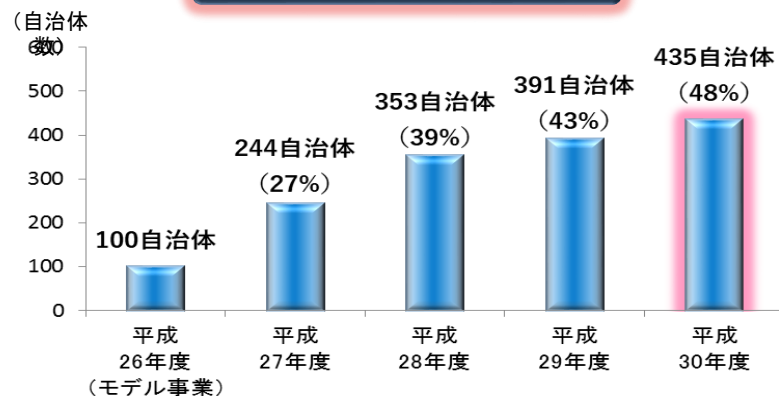


任意事業の実施状況

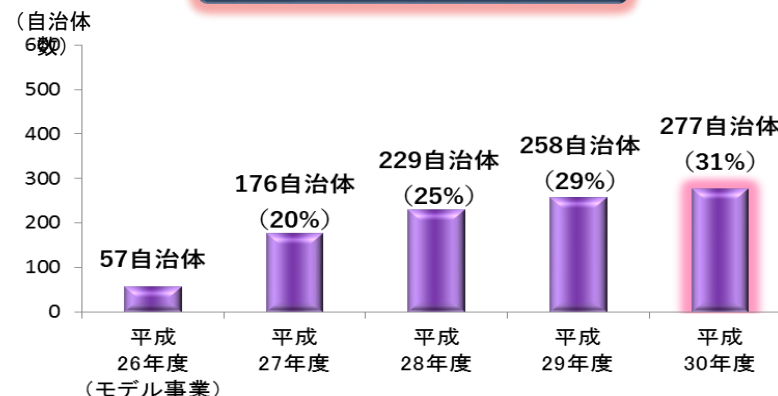
- 平成30年度の任意事業の実施自治体数は、前年度の実施自治体数と比較して、全事業において増加している。
(自治体別の状況は別添のとおり)

(n=902)

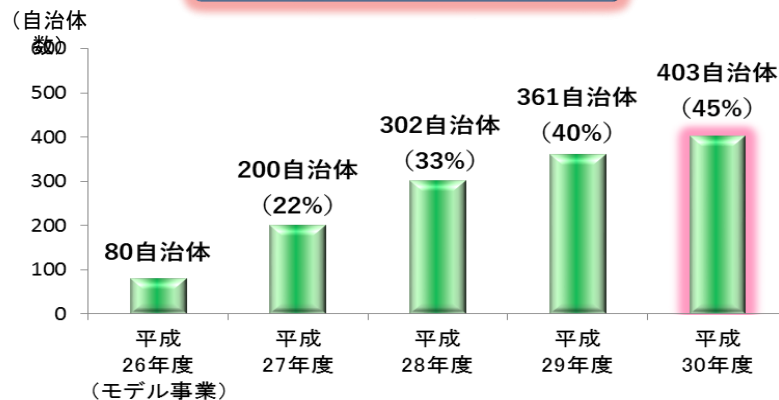
就労準備支援事業



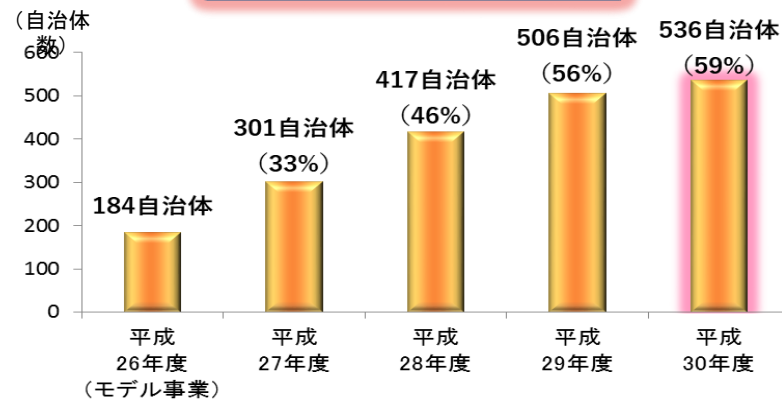
一時生活支援事業



家計相談支援事業



子どもの学習支援事業



(出展) 平成27年度、平成28年度、平成29年度の実績は生活困窮者自立支援室調べ。

3. 住居確保給付金

住居確保給付金（必須事業）

住居確保給付金について

目的

○ 離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、所要の求職活動等を条件に住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図る。

※ 緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）事業として平成21年10月から行われていた住宅支援給付事業（平成26年度末までの事業）を制度化。

住居確保給付金の概要

➤ 支給対象者

- 申請日において65歳未満であって、離職等後2年以内の者
- 離職等の前に世帯の生計を主として維持していたこと
- ハローワークに求職の申し込みをしていること
- 国の雇用施策による給付等を受けていないこと

➤ 支給要件

- ①収入要件：申請月の世帯収入合計額が、基準額（市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12）＋家賃額以下であること。家賃額は、住宅扶助特別基準額が上限。
（東京都1級地の場合）単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円
- ②資産要件：申請時の世帯の預貯金合計額が、基準額×6（ただし100万円を超えない額）以下であること。
（東京都1級地の場合）単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円
- ③求職活動等要件：ハローワークでの月2回以上の職業相談、自立相談支援機関での月4回以上の面接支援 等

➤ 支給額

賃貸住宅の家賃額（上限額は住宅扶助特別基準額）（東京都1級地の場合 単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円）

➤ 支給期間 原則3か月間（求職活動等を誠実にを行っている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））



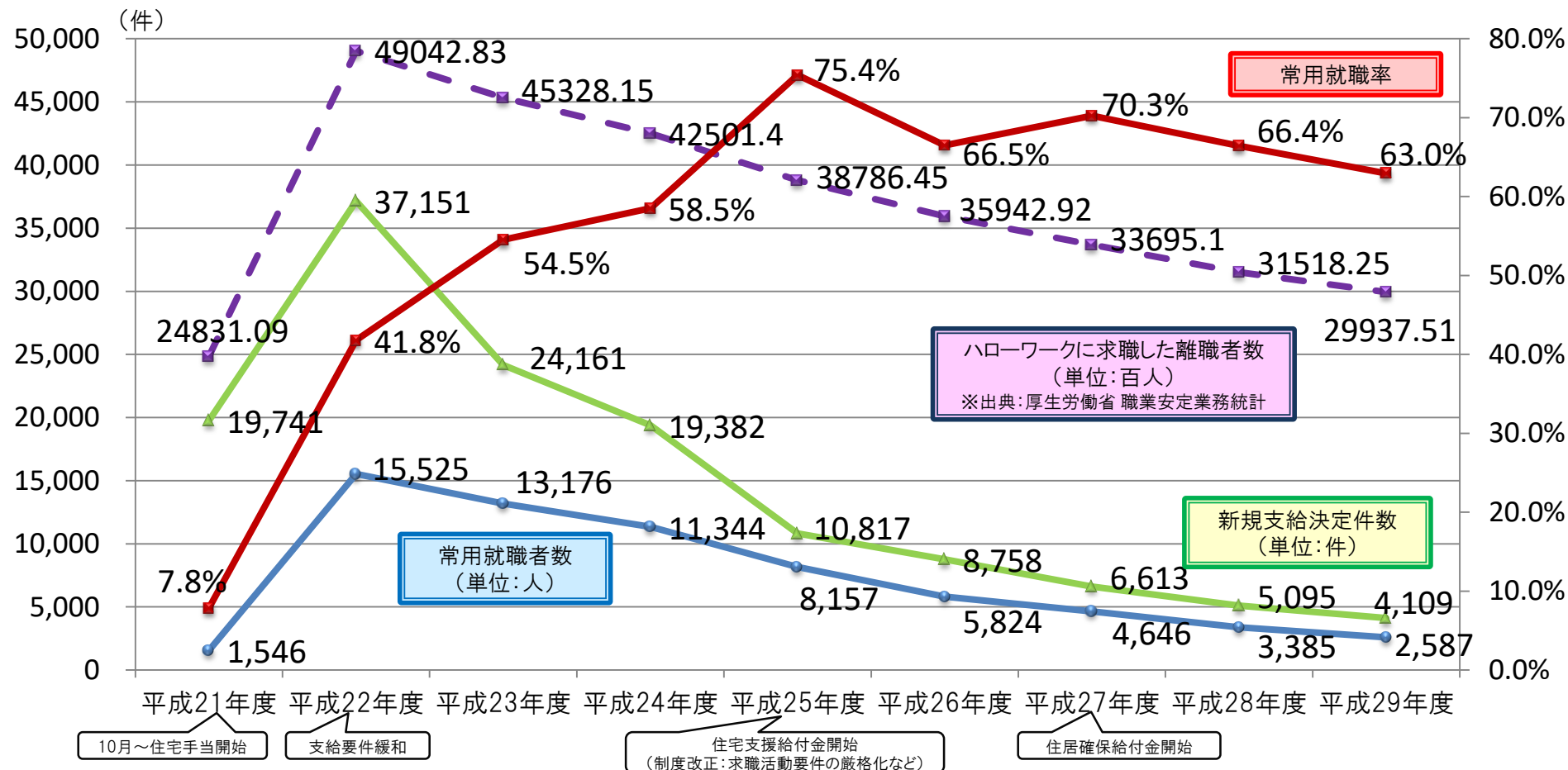
期待される効果

- 有期の代理納付という仕組みの中で生活保護に至らないためのセーフティネットとして、効果を発揮。
- 自立相談支援事業や就労準備支援事業との組み合わせにより更なる効果を目指す。

住居確保給付金の実施状況

○ 住居確保給付金については、雇用情勢の改善により新規支給決定件数は減少傾向にあるが、高い常用就職(※)率を示しており、離職者対策としての効果が確認できる。

(※)雇用契約によって、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの)



※H27年度分は、住居確保給付金と住宅支援給付金(H27.3末までに申請のあったもの)の合計値

I 介護保険を取り巻く状況について

II 高齢者の住まいの状況について

III 自宅に住み続けるための取組について

IV サービス付き高齢者向け住宅について

V 住宅確保要配慮者のための取組について

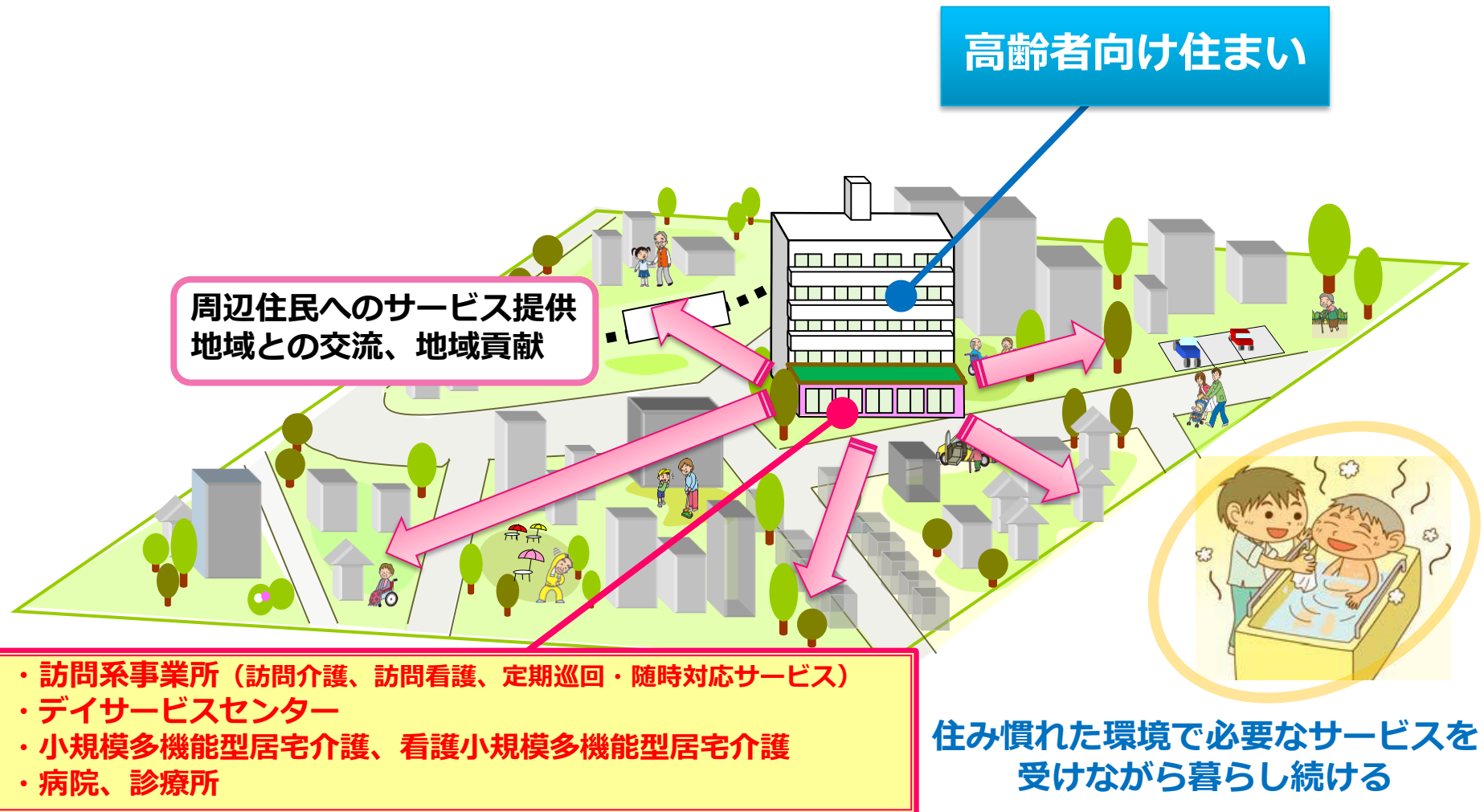
VI 生活困窮者・ホームレス支援について

VII 高齢者住まいと地域づくり等との連携について

VIII 福祉部局と住宅部局との連携について

地域における高齢者向け住まいの役割

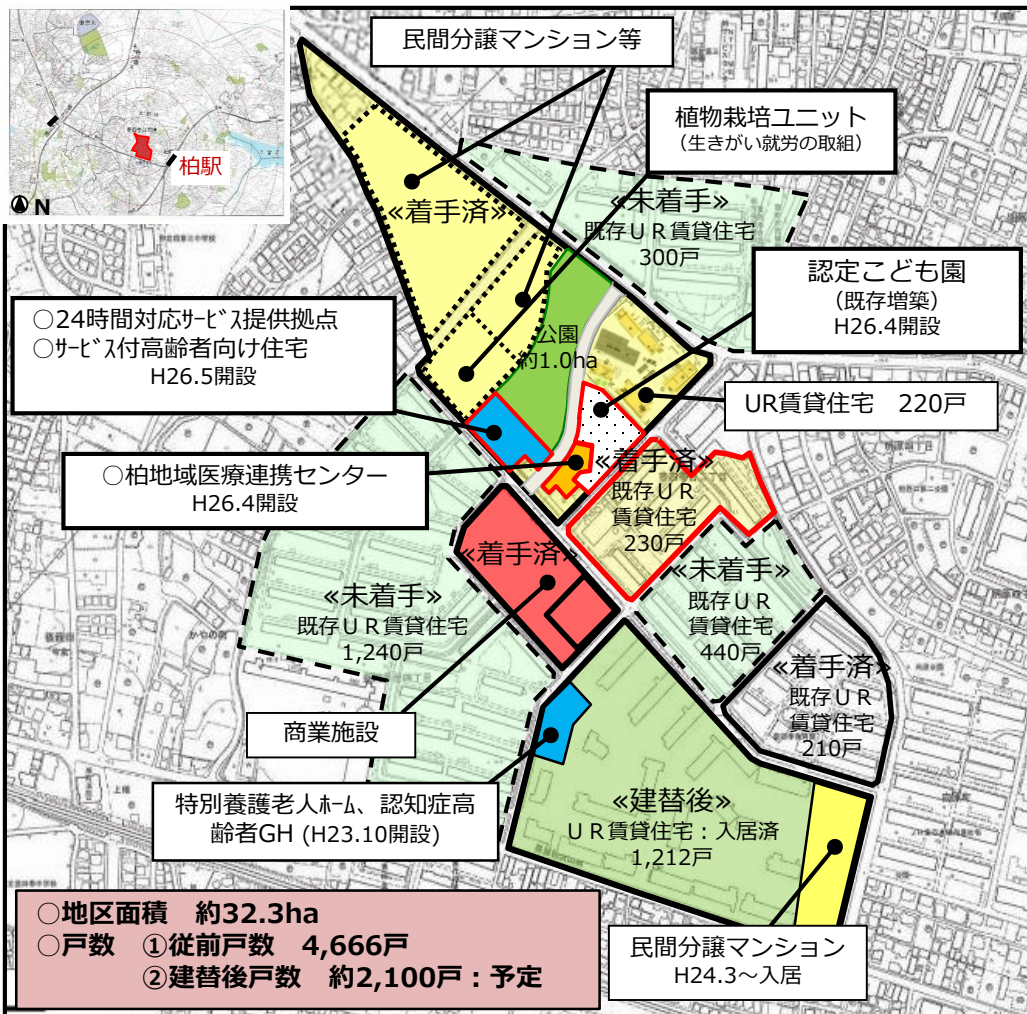
日常生活や介護に不安を抱く「高齢単身・夫婦のみ世帯」が、住み慣れた地域で安心して暮らすことを可能とするよう、「サービス付き高齢者向け住宅」「有料老人ホーム」などの高齢者向け住まいに、24時間対応の「定期巡回・随時対応サービス」などの介護サービスや、診療所などの医療機関や訪問診療などの医療を組み合わせた仕組みの普及を図る。



拠点型サ高住の例（ココファン豊四季台）（千葉県柏市）

- UR団地の建替えにより生み出された用地を活用して、福祉拠点化を図った例。サービス付き高齢者向け住宅と地域の医療・介護拠点を整備し、24時間対応の地域包括ケアシステムを構築。
- サ高住や団地内の住民だけでなく、周辺住民も利用できる地域のサービス拠点として整備。

UR豊四季台団地における取組



サービス付き高齢者向け住宅と医療・福祉サービス拠点の整備



名 称：ココファン柏豊四季台
 （サービス付き高齢者向け住宅）

戸 数：105戸（自立型33戸・介護型72戸）

開 設：平成26年5月

併設施設：グループホーム、小規模多機能居宅介護施設、24H定期巡回訪問介護・看護、在宅療養支援診療所、診療所、薬局、地域包括支援センター、地域交流スペース、子育て支援施設

事 業 者：学研ココファン

ゆいま〜る高島平（東京都板橋区）

- UR賃貸住宅の空き住戸を住戸単位でサブリースし、サービス付高齢者向け住宅を供給。
- 43㎡程度の既存の住戸の段差解消工事等を行うとともに、単身の高齢者でもゆったりと住みやすい1DKや1LDKの間取りに変更。同一住棟に併設施設はなく、敷地内の隣接した住棟に生活相談と安否確認サービスの拠点を設置。
- URと賃貸借契約を締結した民間の事業者が自ら安否確認等のサービスを提供し、登録事業を実施。

■ 物件名

ゆいま〜る高島平

■ 所在地

東京都板橋区高島平

■ 建物所有者

独立行政法人都市再生機構

■ 登録事業者

(株)コミュニティネット

■ サービス提供者

(株)コミュニティネット

■ 戸数

計 121戸
一般賃貸住宅 91戸
サービス付き高齢者向け住宅 30戸

■ 改修竣工年

H26年

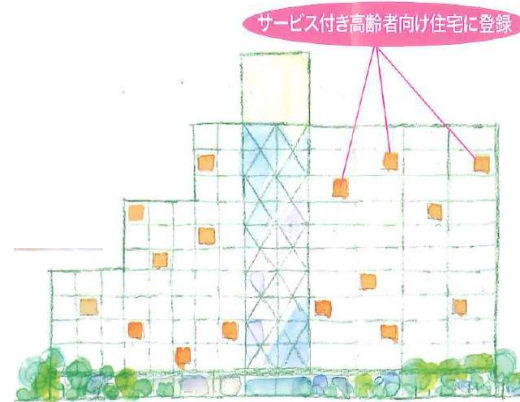
■ 改修工事費

約138百万円

■ 月額利用料

・家賃……約93,600～98,100円
・共益費……約2,700円
・サービス費……約36,000円（1人）

外観写真



配置図・平面図

改修前

■ 従前用途 共同住宅 (121戸)

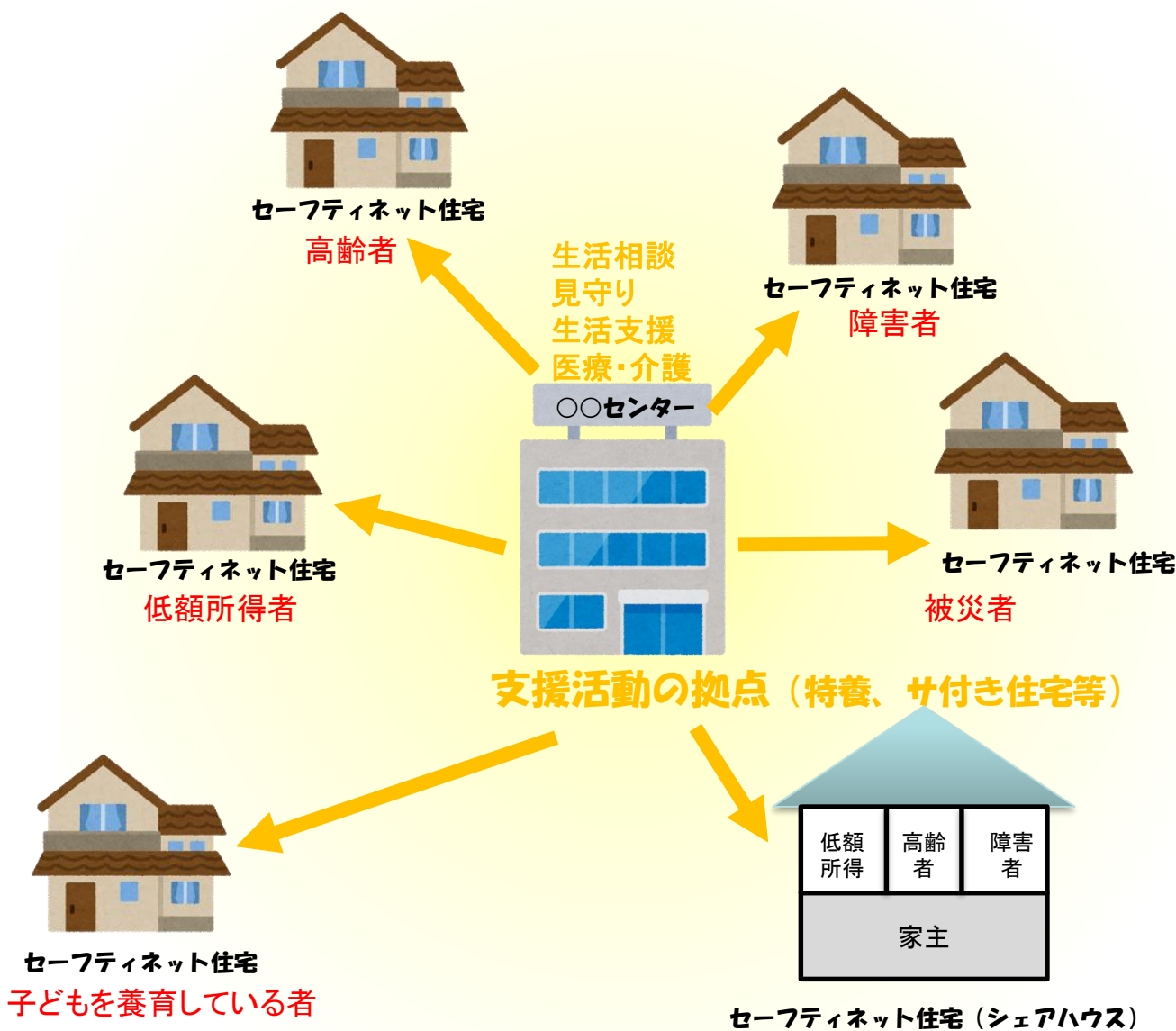
都内でも最大規模のUR団地である高島平団地の2-26-2号棟。

■ 竣工年 S47年

11階建てのSRC造で、間取りは2DKが中心。

平成22年～23年度にかけて耐震改修工事を実施し、その際の補充停止により増加した空き家をサービス付き高齢者向け住宅に改修する工事を実施。

高齢者の住まいを拠点としたセーフティネット住宅を活用したまちづくりのイメージ



まちなか

ごちゃまぜ

<専用の登録住宅改修補助>

- ・1/3補助
- ・上限100万円×室数

※改修後、専用住宅として、
10年間以上使用が条件

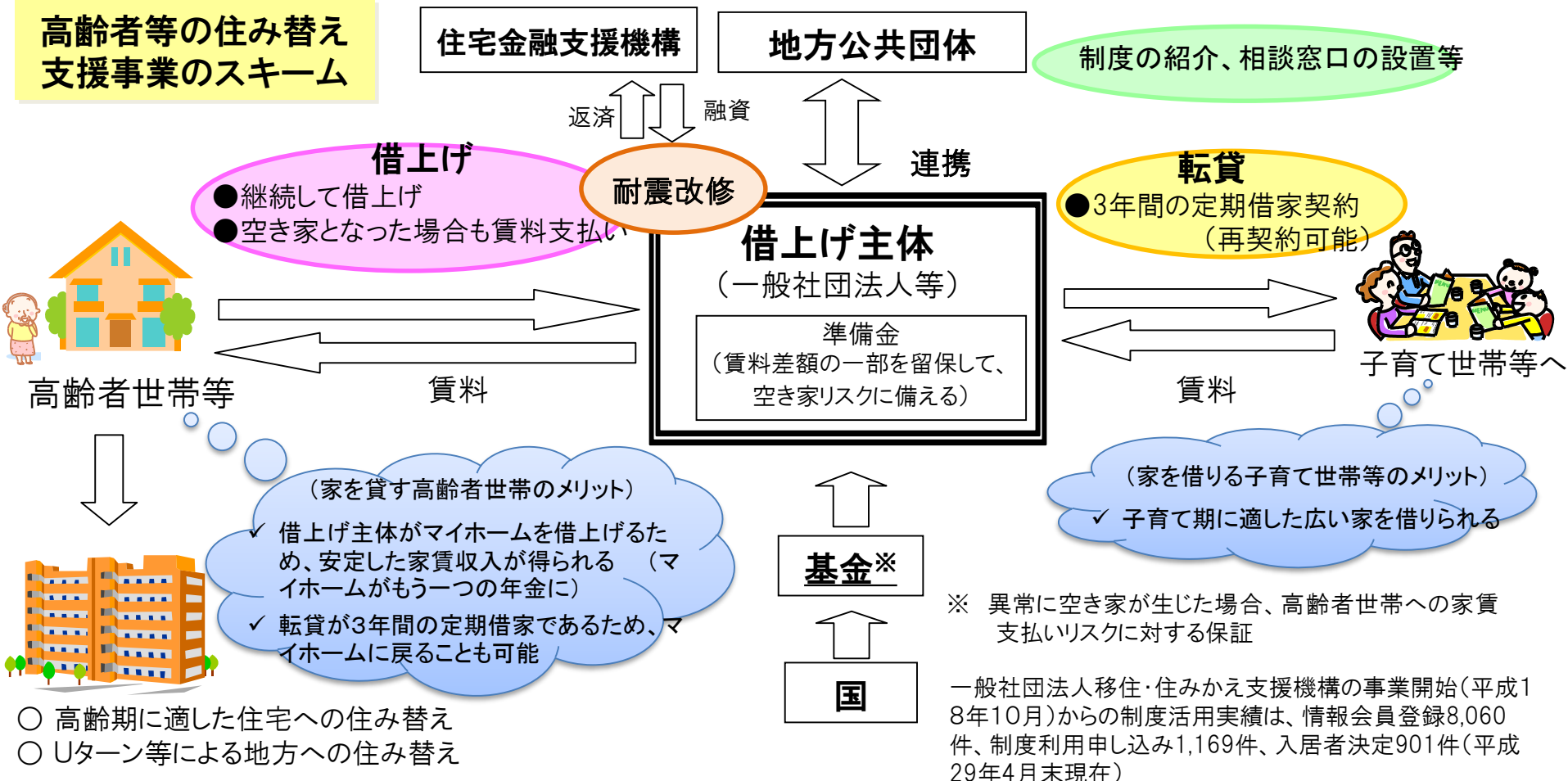
<補助対象>

- ・調査・設計
- ・バリアフリー化工事
- ・耐震化工事
- ・用途変更に伴う工事
(スプリンクラー工事を含む)

高齢者等の住み替え支援

高齢者等の所有する戸建て住宅等を広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、子育て世帯等に広い住生活空間を提供するとともに、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進。

高齢者等の住み替え支援事業のスキーム



※ 異常に空き家が生じた場合、高齢者世帯への家賃支払いリスクに対する保証

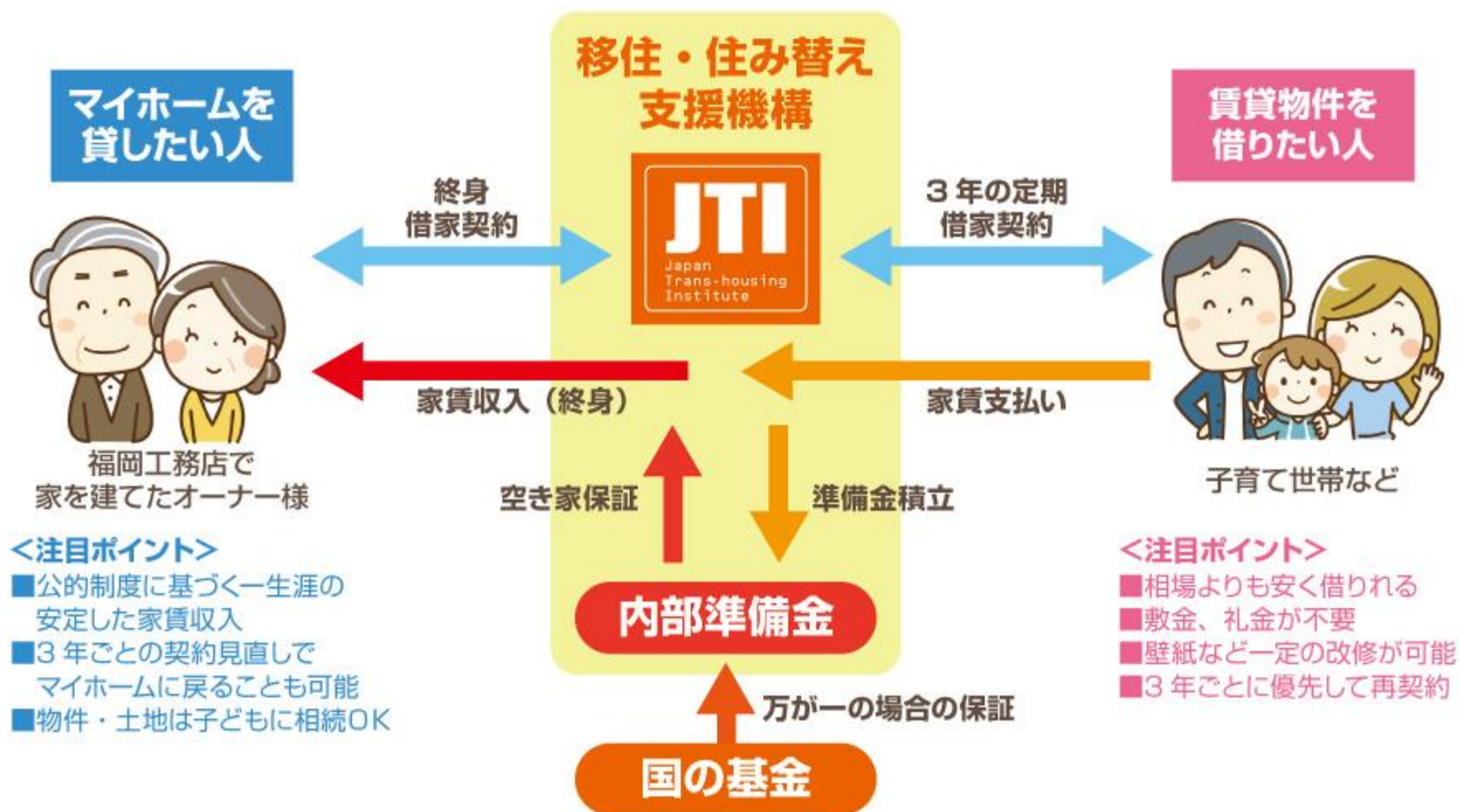
一般社団法人移住・住みかえ支援機構の事業開始(平成18年10月)からの制度活用実績は、情報会員登録8,060件、制度利用申し込み1,169件、入居者決定901件(平成29年4月末現在)

【地方公共団体等と移住・住みかえ支援機構との連携について】

・全国276の地方公共団体において、「マイホーム借上げ制度」の紹介や相談窓口の設置など、宅建事業者や地域住民等と機構との橋渡しを行っている。（平成29年4月1日時点）。

・住宅金融支援機構は借上げ主体に対し、子育て世帯への転貸に係る賃料を担保に、耐震改修融資を実施。

■ マイホーム借り上げ制度の仕組み



- I 介護保険を取り巻く状況について
- II 高齢者の住まいの状況について
- III 自宅に住み続けるための取組について
- IV サービス付き高齢者向け住宅について
- V 住宅確保要配慮者のための取組について
- VI 生活困窮者・ホームレス支援について
- VII 高齢者住まいと地域づくり等との連携について
- VIII 福祉部局と住宅部局との連携について**

今後の取り組み

- 各ソフト面の施策の実施促進
- 新たな住宅セーフティネット制度の普及促進（賃貸住宅の登録促進、代理納付（住宅扶助）の推進の手続等）
- 福祉・住宅行政の連携の強化
 - ・ 居住支援協議会の設置促進（住宅サイド、福祉サイド共通のプラットフォームづくり）
 - ・ 居住支援法人の指定促進（特に福祉サイドでの社会福祉法人、社会福祉協議会、NPO等への働きかけ）

福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉行政と住宅行政のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省の関係部局長等による情報共有や協議を行うための標記連絡協議会を設置。

構成員

厚生労働省 社会・援護局長、社会・援護局審議官（福祉連携、社会、障害保健福祉、児童福祉担当）
社会・援護局 保護課長、地域福祉課長、地域福祉課 生活困窮者自立支援室長
障害保健福祉部長、障害保健福祉部 障害福祉課長
老健局長、老健局 高齢者支援課長
子ども家庭局長、子ども家庭局 家庭福祉課長、家庭福祉課 母子家庭等自立支援室長

国土交通省 住宅局長、住宅局審議官
住宅局 住宅政策課長、住宅総合整備課長、住宅総合整備課 賃貸住宅対策室長、安心居住推進課長
土地・建設産業局長、土地・建設産業局 不動産業課長

開催状況

- 第1回連絡協議会（平成28年12月22日）
 - ・ 塩崎厚生労働大臣、末松国土交通副大臣より冒頭挨拶
 - ・ 施策の現状・課題等について両省より報告 等
- 第2回連絡協議会（平成29年2月27日）
- 第3回連絡協議会（平成29年6月29日）
- 第4回連絡協議会（平成29年11月8日）
- 第5回連絡協議会（平成30年9月25日）

地方ブロックにおける福祉・住宅行政の連携

生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、**厚生局と地方整備局が連携**して、情報交換やヒアリング等を行うことにより地方公共団体等への支援に取り組む。

■市区町村居住支援協議会に係る情報交換会

地域の実情を踏まえた、よりきめ細やかな居住支援を実施するため、居住支援協議会について、体制構築や運営にあたってのハードルを洗い出し、先進事例・関連事例の紹介・意見交換等を通じて、市区町村単位の設立促進等を図る。

<実績>

○東北地方整備局、東北厚生局

- ・第1回：平成31年1月28日

○関東地方整備局、関東信越厚生局

- ・第1回：平成29年6月26日
- ・第2回：平成29年10月18日
- ・第3回：平成30年2月5日

○中部、北陸地方整備局、東海北陸厚生局

- ・第1回：平成29年9月15日
- ・第2回：平成29年11月10日
- ・第3回：平成30年4月27日
- ・第4回：平成30年11月1日

○近畿地方整備局、近畿厚生局

- ・第1回：平成29年9月1日
- ・第2回：平成29年11月20日
- ・第3回：平成30年3月9日

○中国地方整備局、中国四国厚生局

- ・第1回：平成30年10月23日

○九州地方整備局、九州厚生局、沖縄総合事務局

- ・第1回：平成31年1月21日



<情報交換会の様子>

■市区町村への個別訪問等

地方整備局と厚生局が連携して、希望する市区町村に直接伺って地域のすまいづくりの課題についての意見交換・情報交換や、居住支援協議会等へのヒアリングを実施。

<実績>

・関東地方整備局、関東信越厚生局

7市、1村、5区に実施

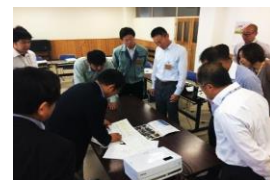
※これ以外にも市区町村すまいづくり相談会において3市・1区と意見交換・情報交換等を実施したほか、随時ヒアリングを実施。

・北陸地方整備局、中部地方整備局、東海北陸厚生局 のべ7市に実施

・中国地方整備局、中国四国厚生局 3市に実施

・九州地方整備局、九州厚生局

第1回政策クラフトルームにおいて4市・1町と意見交換



<相談会の様子>

■その他、両地方局開催会議の相互参加 等

<平成29年度以降の実績>

- H29. 4 第5回大規模集合住宅勉強会（厚生局主催：関東）
- H29. 7 厚生局課長会議（厚生局主催：関東）
- H29. 7 地域包括ケアに関する市町村向けセミナー（厚生局主催：九州）
- H29. 7 大規模集合住宅勉強会 団地視察（厚生局主催：関東）
- H30. 2 四国すまいづくり推進会議（整備局主催：四国）※四国厚生局より情報提供
- H30. 4 近畿地域包括ケア連絡会議（厚生局主催：近畿）
- H30. 6 地域包括ケアに関する市町村向けセミナー（厚生局主催：九州）
- H30. 7 地域包括ケアに関する市町村向けセミナー（厚生局主催：九州）
- H30. 12 さいたま新都心意見交換会（厚生局主催：関東）

※上記のほか、住宅・福祉双方に係る議題について、随時、相互参加する等により連携を実施

參考資料

高齢者向け住まいの概要

	①サービス付き 高齢者向け住宅	②有料老人ホーム	③養護老人ホーム	④軽費老人ホーム	⑤認知症高齢者 グループホーム
根拠法	高齢者住まい法第5条	老人福祉法第29条	老人福祉法第20条の4	社会福祉法第65条 老人福祉法第20条の6	老人福祉法第5条の2 第6項
基本的性格	高齢者のための住居	高齢者のための住居	環境的、経済的に困窮した 高齢者の入所施設	低所得高齢者のための住居	認知症高齢者のための共同 生活住居
定義	高齢者向けの賃貸住宅又有 料老人ホーム、高齢者を入 居させ、状況把握サービス、 生活相談サービス等の福祉 サービスを提供する住宅	老人を入居させ、入浴、排 せつ若しくは食事の介護、 食事の提供、洗濯、掃除等 の家事、健康管理をする事 業を行う施設	入所者を養護し、その者が 自立した生活を営み、社会 的活動に参加するために必 要な指導及び訓練その他の 援助を行うことを目的と する施設	無料又は低額な料金で、老 人を入所させ、食事の提供 その他日常生活に必要な便 宜を供与することを目的と する施設	入居者について、その共同 生活を営むべき住居におい て、入浴、排せつ、食事等 の介護その他の日常生活上 の世話及び機能訓練を行う もの
介護保険法上 の類型	なし ※外部サービスを活用	特定施設入居者生活介護			認知症対応型 共同生活介護
主な設置主体	限定なし (営利法人中心)	限定なし (営利法人中心)	地方公共団体 社会福祉法人	地方公共団体 社会福祉法人 知事許可を受けた法人	限定なし (営利法人中心)
対象者	次のいずれかに該当する単 身・夫婦世帯 ・60歳以上の者 ・要介護/要支援認定を受け ている60歳未満の者	老人 ※老人福祉法上、老人に関 する定義がないため、解 釈においては社会通念に よる	65歳以上の者であって、環 境上及び経済的理由により 居宅において養護を受ける ことが困難な者	身体機能の低下等により自 立した生活を営むことにつ いて不安であると認められ る者であって、家族による 援助を受けることが困難な 60歳以上の者	要介護者/要支援者であっ て認知症である者(その者 の認知症の原因となる疾患 が急性の状態にある者を除 く。)
1人当たり面積	25㎡ など	13㎡ (参考値)	10.65㎡	21.6㎡ (単身) 31.9㎡ (夫婦) など	7.43㎡
件数※1	7,003棟 (H30.4末)	13,354件(H30.6末)	959件(H29.10)	2,302件(H29.10)	13,400件(H29.10)
	特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設: 5,341件(H29.10) ※2				
定員数※1	230,311戸 (H30.4末)	514,017人(H30.6末)	64,084人(H29.10)	94,474人(H29.10)	199,400人(H29.10)
	特定施設入居者生活介護の受給者数: 203,200人(H29.10) ※2				
補助制度等	整備費への助成	なし	定員29人以下: 整備費等への助成		

※1: ①→サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム調べ(「定員数」の値については登録戸数)、②→厚生労働省老健局調べ、③・④→社会福祉施設等調査(平成29年)、

⑤→介護給付費等実態調査(平成29年10月審査分(短期利用を除く))、「定員数」の値については受給者数)

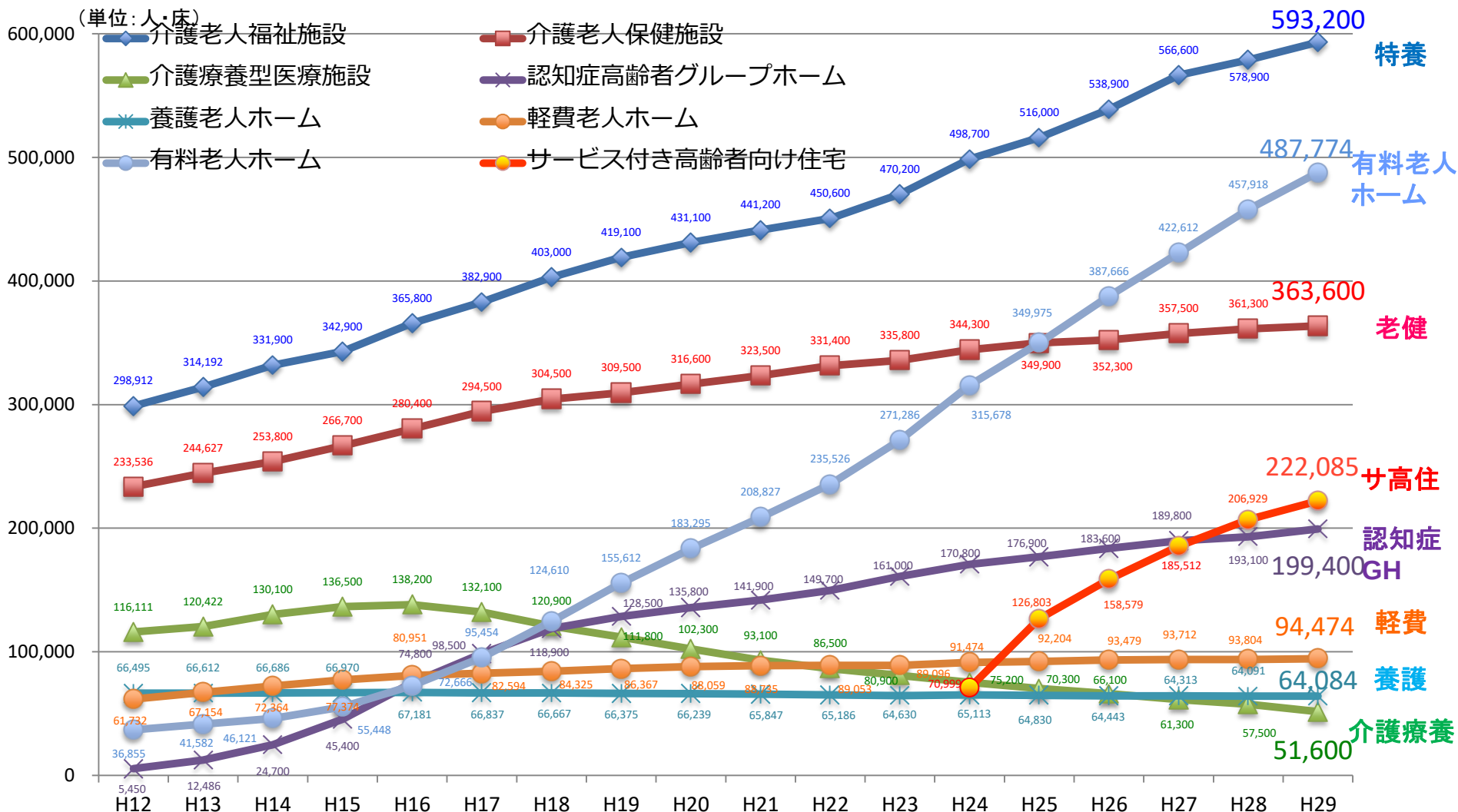
※2: →介護給付費等実態調査(平成29年10月審査分(地域密着型を含む、短期利用を除く))

介護保険3施設の比較

			介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
基本的性格			要介護高齢者のための 生活施設 ※27年度より新規入所者は原則要介護 3 以上	要介護高齢者にリハビリ等を提供し 在宅復帰を目指す施設	医療の必要な要介護高齢者のための 長期療養施設
定義			老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームであって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設	療養病床等を有する病院又は診療所であって、当該療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設
主な設置主体※ 1			社会福祉法人 (約 9 4 %)	医療法人 (約 7 4 %)	医療法人 (約 8 3 %)
施設数 (H29.5) ※ 2			9,825件	4,265件	1,183 件
利用者数 (H29.5) ※ 2			577,400 人	360,600 人	53,200 人
居室面積 ・定員数	従来型	面積／人	10.65㎡以上	8㎡以上	6.4㎡以上
		定員数	原則個室	4 人以下	4 人以下
	ユニット型	面積／人	10.65㎡以上		
		定員数	原則個室		
「多床室」の割合※ 3			6 1 . 8 % ※平成27年8月より室料自己負担。	8 4 . 1 %	9 5 . 0 %
平均在所 (院) 日数※ 4			1,405日	311日	483日
低所得者 (所得第 3 段階以下) の割合※ 4			8 0 . 9 %	6 0 . 4 %	5 7 . 2 %
医師の配置基準			必要数 (非常勤可)	常勤 1 以上 / 100:1以上	3 以上 / 48:1以上
医療法上の位置づけ			居宅等	医療提供施設	病床

※1の割合は介護サービス施設・事業所調査(平成27年)、※2は介護給付費等実態調査(平成29年5月審査分。地域密着型を含む)、※3は介護給付費等実態調査(平成25年度)(老健局高齢者支援課による特別集計)、※4は介護サービス施設・事業所調査(平成25年)より。

高齢者向け住まい・施設の定員数



※ 1 : 介護保険 3 施設及び認知症高齢者グループホームは、「介護サービス施設・事業所調査 (10/1時点)【H12・H13】」及び「介護給付費等実態調査 (10月審査分)【H14～】」による。

※ 2 : 介護老人福祉施設は、介護福祉施設サービスと地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を合算したもの。

※ 3 : 認知症高齢者グループホームは、H12～H16は痴呆対応型共同生活介護、H17～は認知症対応型共同生活介護により表示。(短期利用を除く)

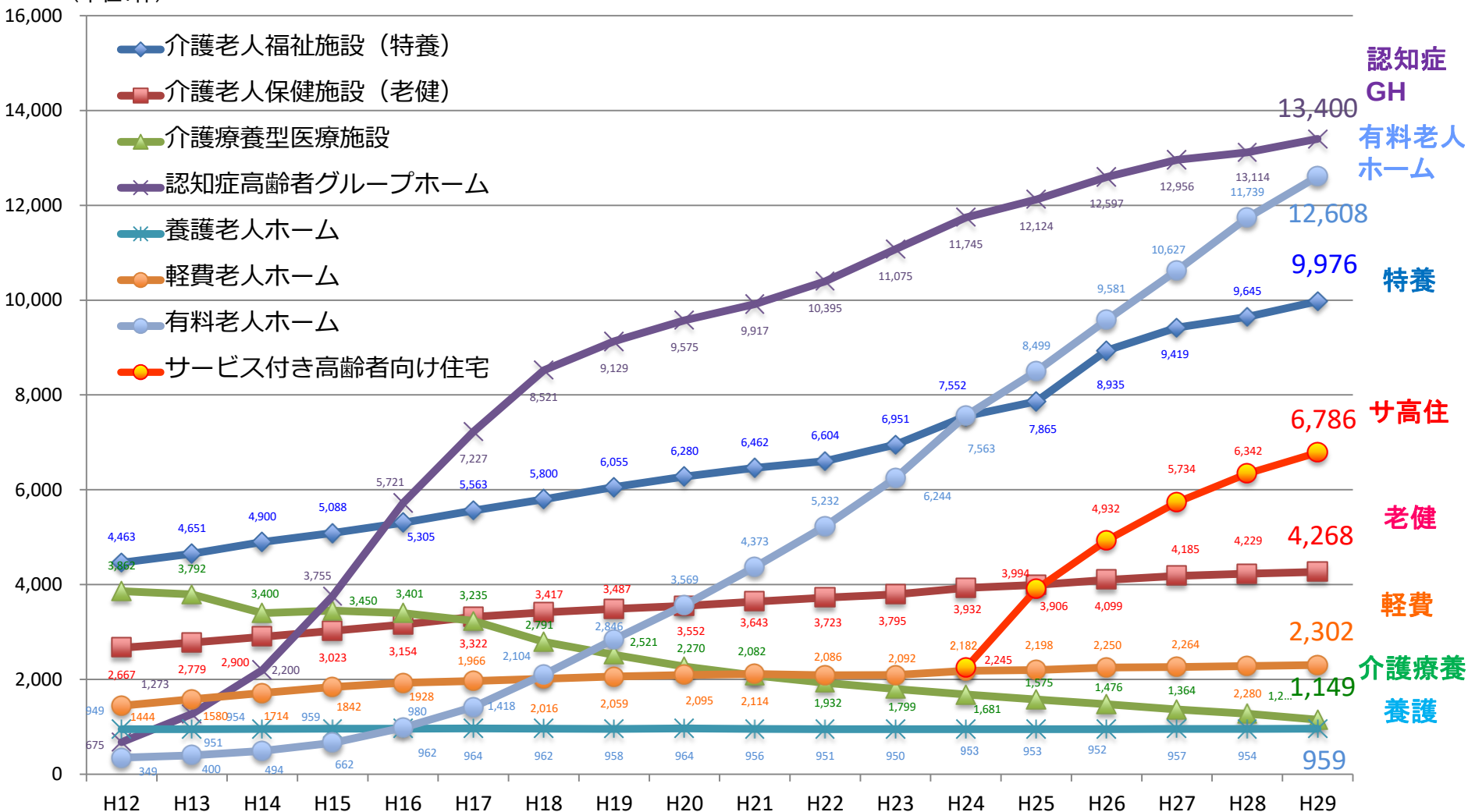
※ 4 : 養護老人ホーム・軽費老人ホームは、「社会福祉施設等調査 (10/1時点)」による。ただし、H21～H23は調査票の回収率から算出した推計値であり、H24～H29は基本票の数値。(利用者数ではなく定員数)

※ 5 : 有料老人ホームは、厚生労働省老健局の調査結果による。(利用者数ではなく定員数)

※ 6 : サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム (9/30時点)」による。(利用者数ではなく登録戸数)

高齢者向け住まい・施設の件数

(単位: 件)



※ 1 : 介護保険 3 施設及び認知症高齢者グループホームは、「介護サービス施設・事業所調査（10/1時点）【H12・H13】」及び「介護給付費等実態調査（10月審査分）【H14～】」による。

※ 2 : 介護老人福祉施設は、介護福祉施設サービスと地域密着型介護福祉施設サービスの請求事業所を合算したもの。

※ 3 : 認知症高齢者グループホームは、H12～H16は痴呆対応型共同生活介護、H17～は認知症対応型共同生活介護により表示。（短期利用を除く）

※ 4 : 養護老人ホーム・軽費老人ホームは、「社会福祉施設等調査（10/1時点）」による。ただし、ただし、H21～H23は調査対象施設の数、H24～H29は基本票に基づく数。

※ 5 : 有料老人ホームは、厚生労働省老健局の調査結果による。

※ 6 : サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム（9/30時点）」による。